

向日町競輪場再整備・運営事業 要求水準書

令和 7 年 5 月
京都府

目次

第1	総則	1
1	要求水準書の位置づけ	1
2	計画条件の取扱い	1
3	要求水準の取扱い	2
4	法令等及び適用基準等	2
第2	計画条件に関する事項	4
1	本事業に関する事項	4
(1)	事業名称	4
(2)	本事業の対象となる施設の名称及び種類	4
(3)	本施設の設置者	4
(4)	本事業の目的	4
(5)	本事業の概要	5
(6)	本事業の業務内容	5
(7)	本事業の実施体制	7
(8)	本事業の実施に関する契約等	7
(9)	本事業の事業期間	9
(10)	事業期間終了に伴う措置	9
(11)	本事業における対価の支払い等	9
(12)	事業限度額及び収益保証	10
(13)	損害賠償、保険への加入	10
(14)	個人情報の保護	10
(15)	守秘義務の遵守	10
2	向日町競輪場の現況に関する事項	11
(1)	向日町競輪場の敷地概要	11
(2)	敷地周辺環境等	13
3	適切なガバナンス体制の構築と円滑な運用	14
(1)	ガバナンスの枠組構築	14
(2)	基本的な考え方	14
(3)	整備業務に関するガバナンス	14
(4)	運営業務に関するガバナンス	15
(5)	会議体の設置	15
第3	要求水準に関する事項	16
1	事業管理に関する事項	16
(1)	共通事項	16

(2)	経営管理に関する事項.....	16
(3)	事業管理に関する報告事項.....	16
2	施設性能に関する事項.....	17
(1)	共通事項.....	17
(2)	本施設の規模や機能、施設配置等に関する事項.....	17
(3)	施設性能に関する報告事項.....	26
3	業務成果に関する事項.....	27
(1)	共通事項.....	27
(2)	競輪場整備業務に関する事項.....	28
(3)	競輪場維持・管理業務及び運営業務に関する事項.....	34
4	付帯事業に関する事項.....	48
(1)	共通事項.....	48
(2)	公有地の利活用に関する事項.....	48
(3)	付帯事業の経営管理に関する事項.....	48
(4)	民間収益施設の整備、管理及び運営に関する事項.....	49
(5)	付帯事業に関する報告事項.....	49
添付資料一覧		52
資料1	本事業の実施に関して遵守すべき法令等.....	53
資料2	本事業の実施に関して参考とする適用基準等.....	57
資料3	整備範囲現況図（概略平面図）.....	61

要求水準書別紙一覧

別紙 1	敷地求積図
別紙 2	現況高低測量図
別紙 3	駐車場位置図
別紙 4	既存施設解体及び埋蔵文化財調査実施計画
別紙 5	既存照明設備に係る設計図面
別紙 6	京都アリーナ（仮称）整備・運営等事業 提案概要（競輪場関連）
別紙 7	競輪事業の収支状況

※各応募者の要求に基づき、個別に提示する。

第1 総則

1 要求水準書の位置づけ

「向日町競輪場再整備・運営事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、京都府（以下「府」という。）が向日町競輪場再整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を募集するにあたり、公募型プロポーザル参加希望者を対象に交付する「向日町競輪場再整備・運営事業募集要項」と一体のものとして位置付けるものであり、本事業の遂行に関し、府が事業者に要求する水準その他の事項を定めるものとして次の（１）及び（２）に掲げる事項を定め、本事業が適正かつ確実に実施されていることを確認するための基準とする。

（１） 本事業の実施にあたり前提とする条件（以下「計画条件」という。）

（２） 本事業を実施することにより達成しなければならない次のアからエまでに掲げる水準その他の事項（以下、これらを総称して「要求水準」という。）

ア 競輪事業における安定的な収益の確保に向けた対応

イ 整備する向日町競輪場施設（以下「本施設」という。）の性能

ウ 本事業の実施に関する業務成果の水準（本事業により提供されるサービスの水準を含む。）

エ その他の本事業の適正かつ確実な実施を図るために必要な事項

事業者が本事業を実施することにより達成しなければならない要求水準は、府自らが本事業を実施する場合に関連する法令、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等（以下「法令等」という。）の他、府自らが本事業を実施する場合に適用される要綱及び基準等（以下「適用基準等」という。）を遵守又は参考とすることにより達成される水準を基本とする。

なお、要求水準書において使用する用語の定義は、要求水準書において特段の定めがある場合を除いて「向日町競輪場再整備・運営事業に関する基本契約」（以下「基本契約」という。）及び基本契約に基づいて府と事業者の間で締結する建築設計業務委託契約、建設工事請負契約、工事監理業務委託契約、競輪場運営年次契約（以下、府と事業者との間で締結する本事業の実施に関するこれらの契約を総称して「契約等」という。）の定めるところによるものとする。

2 計画条件の取扱い

本事業の実施にあたり、要求水準書に定める計画条件の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 要求水準書に定める計画条件は、府及び事業者が本事業を実施するために前提とする条件等であり、本事業の実施に関する計画及び技術提案を記載した提案書（以下「提案」という。）を策定するための前提とする条件等とする。
- (2) 事業者は事業期間にわたり計画条件を前提として本事業を実施するものとし、計画条件を変更する必要がある場合は、基本契約の定めるところにより府又は事業者からのそれぞれの相手方への申入れに基づき、府及び事業者との間で協議し、当該協議を踏まえて府が計画条件を変更できるものとする。

3 要求水準の取扱い

本事業の実施にあたり、要求水準書に定める要求水準の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 本事業における要求水準は、要求水準書に定める事項（以下「要求事項」という。）の他、府自らが本事業を実施する場合に関連する法令等及び適用基準等のそれぞれを遵守又は参考とすることにより達成される競輪事業における安定的な収益の確保に向けた対応、施設の性能、業務成果の水準（本事業により提供されるサービスの水準を含む。）及びその他の本事業の適正かつ確実な実施を図るために必要な事項を基本とする。
- (2) 事業者が提案した提案の内容のうち、要求水準書に定める要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するにあたっての要求水準の一部として取り扱うものとする。
- (3) 事業者は、要求水準書に示す要求事項又は適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、府がこれらの規定により達成できる要求水準と同等であると認める方法を本事業の実施にあたり採用することができるものとする。
- (4) 要求水準書において参考として示された内容については、要求水準を達成するための施設の仕様や業務の実施方法等の一例を示すものであり、実際の施設の仕様や業務の実施方法については、当該参考として示された内容に関わらず事業者が要求水準を満たすように実施することができるものとする。
- (5) 事業者は事業期間にわたり要求水準を達成するように本事業を実施するものとし、要求水準を変更する必要がある場合は、基本契約の定めるところにより府又は事業者からのそれぞれの相手方への申入れに基づき、府及び事業者との間で協議し、当該協議を踏まえて府が要求水準を変更することができるものとする。

4 法令等及び適用基準等

本事業の実施に関連する法令等及び適用基準等は次のとおりとする。

(1) 法令等

本事業の実施に関して遵守すべき法令等は、「本事業の実施に関して遵守すべき法令等」(資料1)に掲げる法令及び条例並びにこれらに関連する施行令・規則等(最新版)の全てを含むものとする。

(2) 適用基準等

本事業の実施に関して参考とする適用基準等は、「本事業の実施に関して参考とする適用基準等」(資料2)に掲げる要綱及び基準等の最新版とし、府自らが本事業を実施する場合に府が遵守又は参考とする適用基準等についても要求水準を達成するための参考とする。ただし、備考欄に「※」印がある適用基準等については遵守しなければならないものとする。

第2 計画条件に関する事項

1 本事業に関する事項

府における競輪事業は、「向日町競輪事業の今後のあり方に関する基本的な考え方」（令和5年2月）、「向日町競輪場基本構想」（令和5年12月）を踏まえ、競輪事業の継続に必要な施設の再整備をすることとした。

近年の競輪事業を取り巻く事業環境では、インターネット投票による車券売上の増加や無観客で行われるミッドナイト競輪の開催による来場者の減少、開催時間帯や車券販売方法など、競輪事業を取り巻く環境が大きく変化している。

このため、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に採り入れた、経済的かつ効果的な事業手法により、今後も事業環境の変化に残されることなく、老朽化の著しい向日町競輪場の整備と競輪事業において安定的な収益を確保するなど、経営の合理化等を推進していく必要がある。また、仮に将来において競輪事業の継続が困難になるような事態が生じるとしても、府民が幅広く利活用できる公共施設として存続できるような施設とすることが求められている。

本事業は、向日町競輪場の再整備にあたり、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、競輪事業における安定的な収益の確保に向けて向日町競輪場の整備と運営を効率的かつ効果的に実施することを意図するものである。

(1) 事業名称

向日町競輪場再整備・運営事業

(2) 本事業の対象となる施設の名称及び種類

ア 名称

京都向日町競輪場

イ 種類

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第4条に定める競輪場

(3) 本施設の設置者

京都府知事（自転車競技法第4条第1項に定める経済産業大臣の許可を受けた者）

(4) 本事業の目的

- ・競輪事業の安定的な収益の確保を図るために、再整備・運営に係るコスト縮減、早期の整備着手、運営事業者のノウハウの活用などの視点で本施設の再整備と運営を効率的かつ効果的に実施する。
- ・本施設における競走路（バンク）、選手管理センター、選手宿舎、スタンド及び場外発売時車券投票所等の競輪施設を再整備するとともに、来場者数を踏まえた施設・機能の集約化を行い、新しい観戦スタイルなどに対応した施

設の再整備による来場者サービスの向上、選手・競技者の競技環境の改善及び運営の最適化を図る。

- ・民間事業者の経営能力及び技術的能力の活用などを採用し、複数年にわたり安定した競輪場の運営業務を実現する。
- ・競輪場敷地内で整備を進める京都アリーナ（仮称）と、建設期間から管理運営期間を通じて連携を密に図り、競輪場敷地全体として文化・スポーツの拠点となり地域の活性化に資する。

（５） 本事業の概要

本事業は、向日町競輪場における老朽化した施設の新築整備をはじめ全面的な整備をするとともに、複数年にわたる競輪場の運営業務を実施する。その他、競輪事業等と連携し相乗効果を図ることのできる事業として、事業者の創意工夫により独立採算による事業（以下「付帯事業」という。）を行うことができるものとする。

また、府は、本事業の実施にあたり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するものとし、将来の維持管理・運営を見据えた施設整備を行うため、「設計・建設」から「維持管理・運営」までを一貫した事業として、いわゆるＤＢＯ方式により本事業を実施する。

（６） 本事業の業務内容

事業者が本事業において実施する業務は、競輪事業における安定的な収益の確保に向けた対応を図るために、次のアからエまでに掲げる業務とする。

ア 事業管理業務

- （ア） 本事業を適正かつ確実に遂行するための事業者間における総合的な調整及び本事業の適切な経営管理
- （イ） その他府と相互に協力して連携を図るなど本事業の適正かつ確実な遂行に必要な業務

イ 競輪場整備業務

- （ア） 競輪事業における安定的な収益の確保に向けた本施設の性能の確保に必要な総合調整（事業管理業務における総合的な調整及び経営管理に対する支援等を含む。）及び業務管理
- （イ） 本施設の設計業務（設計及び設計に必要となる調査、手続等を含む。）
- （ウ） 本施設の建設業務（本施設の建設工事及び本施設の整備に必要となる調査手続等の他、本施設に備える競輪場運営に必要な什器備品等（買い取りにより調達する什器備品等に限る。）の調達及び設置を含む。）
- （エ） 本施設の工事監理業務（本施設の建設工事の監理）
- （オ） その他競輪事業における安定的な収益の確保に向けて本施設が備えるべき性能を確保するために必要な業務

- (カ) 京都アリーナ（仮称）整備・運営事業との連携、調整に関する業務
- ウ 競輪場維持・管理業務、競輪場運営業務
 - (ア) 競輪事業における安定的な収益の確保に向けた競輪場の運営に関する総合調整（事業管理業務における総合的な調整及び経営管理に対する支援等を含む。）
 - (イ) 競輪開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務
 - (ウ) 車券発売及び払戻に関する業務
 - (エ) 競輪場内の情報提供に関する業務
 - (オ) 競輪場内の来場者向けサービス（観客輸送、イベント等の実施等を含む。なお、京都アリーナ（仮称）運営事業との連携を想定したものとする。）に関する業務
 - (カ) 競輪場内、駐車場及び周辺道路の警備及び清掃に関する業務
 - (キ) 競輪場内顧客対応（問合せ、トラブル、苦情等への対応等）に関する業務
 - (ク) 選手宿舍の管理及び運営並びに医務室の運営に関する業務
 - (ケ) 競輪開催に係る競輪場施設及び設備の管理に関する業務
 - (コ) 競輪開催以外の競輪場施設の管理及び運営に関する業務
 - (サ) 府営開催競輪及び場外開催競輪に係る他場及び関係機関との契約等に関する業務
 - (シ) ギャンブル等依存症対策に関する業務
 - (ス) 競輪場に関する広報及び宣伝企画に関する業務
 - (セ) 競輪場に関する各種調査及び報告に関する業務
 - (ソ) その他競輪事業の実施に関する業務
 - (タ) 府が行う競輪開催業務及び日常業務等の支援に関する業務
 - (チ) 競輪場運営に必要な設備等の調達、設置及び管理に関する業務
 - (ツ) 非開催時の払戻業務
 - (テ) その他競輪事業における安定的な収益の確保に向けた競輪場の運営を実施するために必要な業務
 - (ト) 京都アリーナ（仮称）整備・運営事業との連携、調整に関する業務
- エ 付帯事業
 - (ア) 付帯事業の経営管理業務（付帯事業の適正かつ確実な実施を図るために必要な意思決定、総合調整、実施体制及び財務並びに業務の管理を含む。）
 - (イ) 競輪場用地内の一部の公有地である敷地の管理業務（借受期間中における公有地の適切な利活用を図るために必要な業務、付帯事業終了時の更地返還等の対応に必要な業務を含む。）

(ウ) 向日町競輪場の整備と運営を効率的かつ効果的に実施することに資する民間収益施設の整備、管理及び運営の実施に関する全ての業務

(エ) その他付帯事業の適正かつ確実な実施を図るために必要な業務

(7) 本事業の実施体制

本事業を実施する事業者の構成は次のとおりとすることを基本とする。

ア 事業者の構成

本事業の実施にあたり、府との間で契約等を締結する事業者は、本事業における次の(ア)から(オ)までに掲げる業務又は事業の全てを実施するための複数の事業者から構成されているものとする。

また、同一の事業者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある事業者が建設企業と工事監理企業を兼ねることはできないものとする。

なお、「相互に資本面若しくは人事面において関連のある事業者」とは、一方の事業者の発行済株式総数の2分の1を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしている他方の事業者、若しくは一方の事業者の代表権を有する役員を他方の事業者の役員等が兼ねている場合とする。

(ア) 競輪場整備業務における設計業務を実施する役割を担う事業者（以下「設計企業」という。）

(イ) 競輪場整備業務における建設業務を実施する役割を担う事業者（以下「建設企業」という。）

(ウ) 競輪場整備業務における工事監理業務を実施する役割を担う事業者（以下「工事監理企業」という。）

(エ) 競輪場維持・管理業務及び競輪場運営業務を実施する役割を担う事業者（以下「競輪場運営事業者」という。）

(オ) 付帯事業を実施する役割を担う事業者（以下「付帯事業者」という。）

上記(ア)から(オ)において、事業者のうち一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確に区分した上で各業務を複数の事業者が分担すること、業務期間を明確に区分した上で各業務を遺漏なく事業者間で引き継ぐことができるものとする。

イ 事業者（全体）の代表等

事業者（全体）は、自らを構成する事業者（個別）の中からすべての事業者（個別）を代表し、本事業を実施する期間（以下「事業期間」という。）にわたり事業管理業務を実施する事業者（以下「代表企業」という。）を1者定めるものとし、競輪場運営事業者が代表企業となるものとする。

(8) 本事業の実施に関する契約等

府は、本事業の実施にあたり、次のアからオまでに掲げる契約等を締結するものとする。

ア 基本契約の締結

府は、事業者との間で、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的事項を定めた基本契約を締結する。

ただし本事業に係る契約は京都府議会の議決案件であることから、本契約に係る契約締結についての議決を得たことをもって効力発生条件とする停止条件付きの契約とし、可決されなかった場合は、本事業に係る契約を無効とし、府は一切の責任を負わないものとする。

イ 建築設計業務委託契約の締結

府は、基本契約の定めるところにより設計企業との間で「向日町競輪場再整備・運営事業に関する建築設計業務委託契約」（以下「建築設計業務委託契約」という。）を締結する。

ウ 建設工事請負契約の締結

府は、基本契約の定めるところにより建設企業との間で「向日町競輪場再整備・運営事業に関する建設工事請負契約」（以下「建設工事請負契約」という。）を締結する。

エ 工事監理業務委託契約の締結

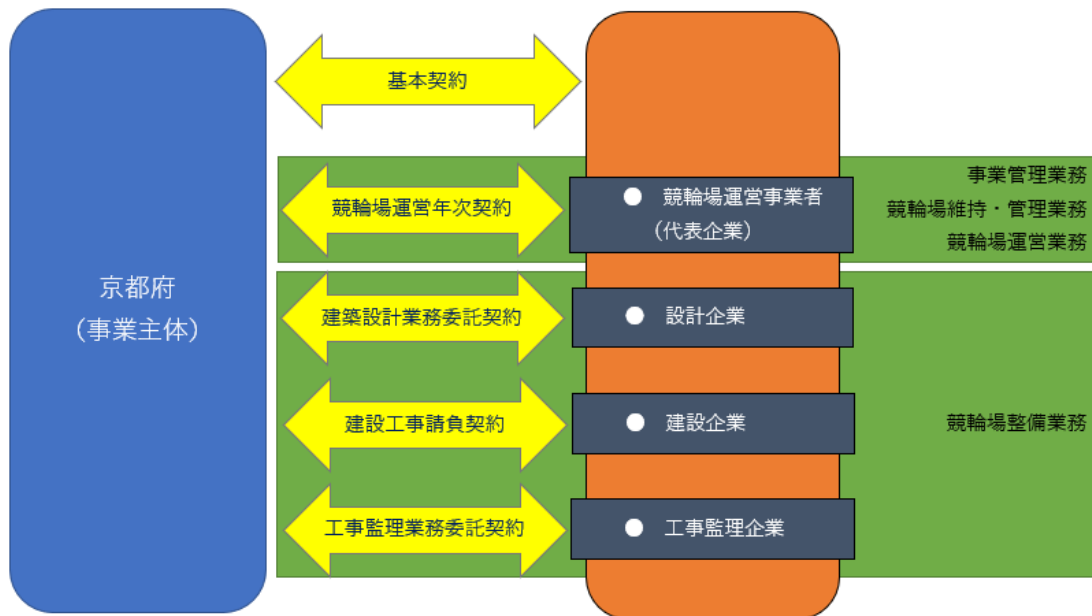
府は、基本契約の定めるところにより工事監理企業との間で「向日町競輪場再整備・運営事業に関する工事監理業務委託契約」（以下「工事監理業務委託契約」という。）を締結する。

オ 競輪場運営年次契約の締結

府は、基本契約の定めるところにより競輪場運営事業者との間で「向日町競輪場再整備・運営事業に関する競輪場運営年次契約」（以下「競輪場運営年次契約」という。）を締結する。

なお、競輪場運営年次契約は、本事業の事業期間内における毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「事業年度」という。）を対象とした競輪場運営年次契約を当該事業年度の前年度末日までに締結する。ただし、令和7年度においては、契約締結日から令和8年3月31日までを業務引継期間とする。

図1. 契約等イメージ



(9) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、基本契約の締結後から令和31年3月31日までとする。

また、本事業については、京都府議会での議決を経て開始するものとし、整備における竣工時期等は別途府と協議の上定めるものとするが、令和11年7月には向日町競輪場において府営競輪を再開し、例年9月に開催している平安賞の自場開催を目標とする。

なお、付帯事業において整備する民間収益施設については、向日町競輪の再開と異なる時期に営業を開始する場合には、あらかじめ府と協議の上、承諾を得ること。

(10) 事業期間終了に伴う措置

府は、本事業の事業期間終了日の3年前から協議（以下「終了前協議」という。）を行うことを予定している。

また、付帯事業については、事業期間終了日の3年前までに、代表企業及び付帯事業者から本事業の事業期間の終了日を越えて付帯事業を継続する旨の申出があった場合は、府と代表企業及び付帯事業者が協議を行う。

(11) 本事業における対価の支払い等

府は、基本契約の定めるところにより締結した建築設計業務委託契約、建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約に基づき、それぞれの契約の相手方と

なる設計企業、建設企業及び工事監理企業に対して、本事業の実施の対価（以下「整備費」という。）を支払うものとする。

また、府は、基本契約の定めるところにより締結した競輪場運営年次契約に基づき、競輪場運営事業者に対して運営委託料を支払うものとする。

(12) 事業限度額及び収益保証

京都府が負担する整備費に係る府予算額は、105.3 億円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。ただし、競輪場運営事業者の運営による収益が見込める施設に係る整備費を競輪場運営事業者が負担する提案は認めるものとする。

また、競輪場運営事業者が府に対して保証する収益は毎年度 3 億円以上とし、府の競輪事業における単年度収益が 3 億円未満となる場合は、その不足額を競輪場運営事業者が府に補填する（各年度の収支は、企画提案様式第 9 号の⑦のとおり）。

(13) 損害賠償、保険への加入

ア 事業者がその責に帰すべき理由により、府や利用者、その他の関係者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

イ 当該事象に備え、事業者は、運営期間開始日までに、保険契約を締結し、当該期間中、当該保険に引き続き加入すること。

ウ 事業者が実施する追加投資に係る工事は、その責任の一切を事業者が負うこととし、必要に応じ、工事保険や請負業者賠償責任保険等に参加すること。

エ 必要に応じ、その他の保険等に参加し、本事業の安定的な運営に努めること。

(14) 個人情報の保護

ア 事業者は、業務上知り得た個人情報を他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。事業期間終了後若しくは事業者の取消し後又はその職を退いた後も同様とする。

イ 前項に定める個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)等に従って適正な管理を行い、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じること。

(15) 守秘義務の遵守

ア 事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。事業期間終了後若しくは事業者の取消し後又はその職を退いた後も同様とする。

イ 前項に定める秘密に関する情報については、内部規程を定めて取扱う等適正な管理を行い、必要な措置を講じること。

2 向日町競輪場の現況に関する事項

向日町競輪場整備の実施にあたり、関係する向日町競輪場の敷地概要、敷地周辺環境、既存施設概要及び競輪場運営概要は次のとおりである。

(1) 向日町競輪場の敷地概要

向日町競輪場の位置図は図2のとおりであり、向日町競輪場の敷地概要は表1のとおりである。また、向日町競輪場の敷地の現況については「整備範囲現況図（概略平面図）」（資料3）を参照すること。

図 2. 向日町競輪場の位置図（地理院地図より作成）

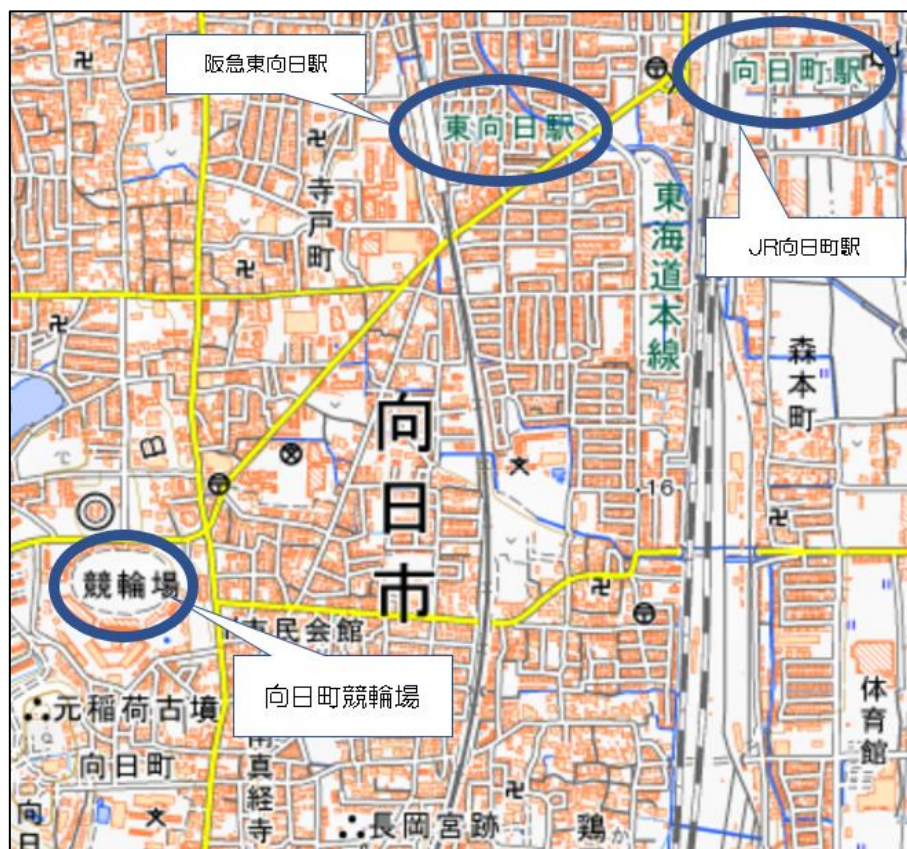


表 1. 事業用地の敷地概要

項目	内容
所在地	京都府向日市寺戸町西ノ段 5 番地他
敷地全体面積	約 58,630.61 m ² （一部境界未確定）
競輪事業用地	約 25,500 m ²
区域区分	市街化区域
用途地域	近隣商業地域
建ぺい率	80%
容積率	200%
特別用途地区	娯楽・レクリエーション、特定大規模小売店舗制限地区
防火地域	準防火地域
地区計画	向日町競輪場地区 ・平成 8 年 5 月 24 日付け向日市告示第 27 号による向日町競輪場地区計画が定められているが、現在、府において予定している都市計画の変更の提案内容との整合を図ること。

	・敷地内には里道等が存在しているため、基本設計等にあたっては、事前に関係機関と協議すること。 ・競輪場敷地北側に計画されている都市計画道路には影響のないよう建物を配置すること。
整備状況	・別途、京都アリーナ（仮称）整備・運営等事業を実施することから、当該事業を実施する事業者との調整を図ること。 ・計画地内の既存施設等の解体撤去については、事業者選定時期と並行して、府が別途発注し実施する。ただし、施設の建設工事着手にあたっては、府の実施する解体工事計画との調整を行うこと。 ・現在の選手管理センターは、本事業において整備する新選手管理センターに移転するまでの間、継続して使用する。 ・計画地内には埋蔵文化財（長岡宮跡）が存在することが確実視されるため、府により発掘調査を実施する。調査結果によっては建設工事着手時期や整備計画を再協議する可能性が生じる。
指定緊急避難場所	本施設は、現在、指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所となっており、本事業で整備する施設も、同様の取扱いとなることが想定される。
位置図	

※計画地のうち、点線内に競輪場用地を想定。

（２） 敷地周辺環境等

向日町競輪場の敷地周辺の道路、上水道、下水道、都市ガス、通信、電力等の状況については、提案の内容に応じて必要な事項を事業者において確認することを原則とする。また、整備内容により必要となるものを事業者が整備することとし、その際必要となる許可申請等に係る手続きは、事業者が自ら行うこと。

表２．事業用地の周辺環境等

項目	内容
道路	事業者において確認すること。
上水道	事業者において確認すること。
下水道	事業者において確認すること。
都市ガス	事業者において確認すること。
通信	事業者において確認すること。
電力	事業者において確認すること。
その他	その他提案の内容に応じて必要な事項は事業者において確認すること。

3 適切なガバナンス体制の構築と円滑な運用

(1) ガバナンスの枠組構築

本事業の全段階の各業務が、それぞれの事業期間を通じて、円滑に遂行されると共に、それらによる事業成果の創出を確実なものとするために、府及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する。その際、本事業に構造的に存在する官民間の相互依存性を踏まえて、府による事業者の単なるモニタリングを超えたガバナンスの仕組みを構築する。

(2) 基本的な考え方

本事業のガバナンスにおいては、府及び事業者の間の信頼関係の構築とその維持・発展を基礎に、また、府及び事業者のセルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、府及び事業者の間で重層的に構成する会議体（以下「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による統制により、ガバナンス機能を確保する。

コスト管理については、要求水準の明確な変更がない限り、提案内容を遵守した上で、各段階において VE 又は CD により契約金額内に収めること。また、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更は契約等に基づき、府と協議すること。

(3) 整備業務に関するガバナンス

ア 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、本要求水準書に定める施設性能等の基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保存するとともに、府の求めに応じて報告を行うものとする。

イ 府による実績評価

- (ア) 府は、各工程の必要な時期に、設計・建設業務が基本契約書に定められた要求水準及び条件に適合するものであるか確認を行う。
 - (イ) 整備業務が建築設計業務委託契約書、建設工事請負契約書、工事監理業務委託契約書に定められた要求水準及び条件に適合しない場合は、府は、事業者に必要な改善を求め、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。
 - (ウ) 府及び事業者は、両者の参加による定期的な会議体を設けて、円滑な業務遂行に向けての課題等について、府及び事業者が協議を行って、両者が必要な対応策を講じることとする。
- (4) 運營業務に関するガバナンス
- ア 事業者によるセルフモニタリング
事業者は、本要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、府及び府が導入するコンストラクション・マネジメント業務を担う事業者（以下「CM 事業者」という。）の求めに応じて随時報告を行うものとする。
 - イ 府による実績評価
 - (ア) 府及びCM 事業者は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために業務の実績評価を行い、運営等の成果が契約に定めた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を講じるものとする。
 - (イ) 府及びCM 事業者は、必要に応じて、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認や管理運営原価の開示・確認等によるモニタリングを行うものとする。
 - (ウ) 確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善協議を行うことができるものとし、事業者は、必要な改善措置を行うものとする。
- (5) 会議体の設置
- (ア) 各業務において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組として、府及び事業者の間での会議体を設置する。
 - (イ) ガバナンス組織の設置・運営等の詳細については、府及び事業者の合意によって定めるものとする。

第3 要求水準に関する事項

本事業の実施において達成しなければならない事業管理の状態、施設の性能、業務の成果は、次のとおりとする。

1 事業管理に関する事項

(1) 共通事項

- ア 代表企業は、事業者を代表し、本事業の実施に関して府と相互に協力して連携を図り、競輪事業の安定的な収益の確保に向けて対応すること。
- イ 代表企業は、事業者を代表し、本事業を適正かつ確実に遂行するために本事業を適切に経営管理すること。
- ウ 代表企業は、事業者を代表し、次の経営管理に関する事項の全てを満たし、報告事項に示す内容を府に報告すること。

(2) 経営管理に関する事項

- ア 代表企業は、自らの責任において本事業の適正かつ確実な実施に関する意思決定を行い、全ての事業者間の総合的な調整を図り、各事業者が本事業を適正かつ確実に実施するように管理すること。
- イ 代表企業は、本事業を適正かつ確実に実施するために適切な事業者による実施体制を整えとともに、事業期間にわたり当該実施体制が効率的かつ効果的に機能するように管理すること。
- ウ 代表企業は、各事業者による本事業の実施に関する各業務工程間の総合的な調整を図り、本事業の事業工程を適切に管理すること。
- エ 代表企業は、各事業者による本事業の実施に関する各業務間で遺漏がないように必要な調整を図り、本事業の実施に関する各業務を管理すること。
- オ 代表企業は、本事業の実施にあたり府との間で緊密な連携を図るものとし、本事業及び向日町競輪場の施設又は運営に起因する事故、府民からの要望又は苦情、その他本事業に関して府が対外的に説明等を求められる事項に関する情報を迅速かつ的確に共有できるようにすること。
- カ 代表企業は、本事業を実施するために必要となる許認可の取得又は届出に関して府が必要な措置を講じるものについて協力すること。
- キ 代表企業は、競輪事業の安定的な収益を確保するために府と相互に協力して連携し、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置をとること。

(3) 事業管理に関する報告事項

- ア 代表企業は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、要求水準書及び提案に基づいて次に掲げる事項を記載した事業管理総合計画書を作成して府に提出すること。

- (ア) 本事業の実施に関する提案（実施方針、事業工程、実施内容（競輪場整備概要、競輪場運営概要、その他の提案等）、実施体制（事業者ごとの役割及び責任分担等）等）
 - (イ) 経営管理に関する事項（本事業の経営管理方針、代表企業における本事業の経営管理体制、代表企業による本事業の経営管理の工程、方法等）
 - (ウ) その他競輪事業の安定的な収益を確保するために府と相互に協力して連携し、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な事項
- イ 代表企業は、本事業の実施に関する重大な事項が発生した場合は、直ちに府にその内容を報告すること。

2 施設性能に関する事項

(1) 共通事項

- ア 本施設は、長期にわたり全ての施設利用者が安全かつ快適に利活用できるような施設として整備すること。
- イ 本施設は、競輪競技の公正かつ安全な実施を妨げることなく、競輪場の効率的かつ効果的な運営に資するとともに、府民が幅広く利活用できるような施設として整備すること。
- ウ 本施設は、美観、衛生的な環境及びその他の整備当初における性能が維持しやすく、施設の利活用に伴う光熱水費の低減や、修繕及び更新費用の低減が図りやすい施設として整備すること。
- エ 設計企業、建設企業及び工事監理企業である事業者は、次の本施設の性能等に関する事項の全てを満たした本施設を整備して府に引渡すとともに、報告事項に示す内容を府に報告すること。

(2) 本施設の規模や機能、施設配置等に関する事項

ア 本施設の規模及び機能、性能に関する事項

インターネット投票による車券売上の増加や無観客で行われるミッドナイト競輪の開催などの開催時間帯や車券販売方法の工夫といった事業のモデルチェンジによる車券売上・収支の大幅な改善などの一方で実際の来場者の減少など、競輪事業を取り巻く環境が大きく変化していることを勘案しつつ、向日町競輪場の来場者数の見通しを踏まえ、競輪事業の継続に必要な施設の再整備を実施する。

具体的には、老朽化が著しい施設について解体・除却を実施することで、安心・安全の確保を図るとともに、来場者数を踏まえた施設・機能の集約化を行い、新しい観戦スタイルなどに対応した施設の再整備を実施することで、来場者に対するサービスの向上、選手・競技者の競技環境の改善及び運営の効率化

を図ることとし、本施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置は以下の
(ア) (イ) に掲げる内容を参考に提案によるものとする。

なお、本施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置については経済産業省の許可を受けることを前提とする。

(ア) 本施設の規模の考え方

国が定める「施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準」(平成18年経済産業省告示第369号)を前提とし、近年、全面的な施設の再整備を実施している競輪場を参考に、向日町競輪場の来場者数の状況及び交通アクセスの良さ等の立地条件を考慮した規模に設定することを基本とする。

特に、来場者数に対して過大な規模となっている観戦・投票施設は、実績及び再整備による効果も踏まえた来場者数の見通しを基に、施設の規模を設定する。

再整備後の府営競輪開催は令和7年度の開催予定である年間58日(記念競輪4日(1節)、FⅠ18日(6節)、FⅡディ15日(5節)、MD21日(7節))を基本としており、それらを想定した施設の規模等とする。また、再整備後も府は特別競輪(GⅠ、GⅡ)及び全プロなどの開催誘致に取り組む。なお、実際の日数は、毎年、京都府が定める日数とする。

屋外での観戦を含めた「観戦・投票ゾーン」全体で受け入れる一日当たり最大の延べ来場者数(収容人数)は5,000人、同一時間帯に滞留する最大の来場者数を3,500人(一日当たり最大の延べ来場者数の70%)とし、スタンドや屋外テラス、その他立ち見スペースで受け入れることにより対応する想定である。収容人数の考え方は、スタンド内は提案によるものとする。屋外テラスは1㎡あたり2人、立ち見スペースは1㎡あたり2.5人を参考として提案を行うこと。

(イ) 本施設の機能及び性能の考え方

a 競技機能

競走路(バンク)	スピード感のあるレースや自転車競技場としての各種競技会の誘致・開催などスポーツ性の向上を図るため、バンクの周長を333mとし、地元イベントの開催などバンク内の敷地の活用についても提案すること。 基礎工事は、埋蔵文化財への影響を考慮した工法とすること。 ミッドナイト競輪が開催できるよう、照明設備を設置すること。
----------	---

b 競輪運営機能

選手宿舍	個室化や女子選手に対応した設備の整備を実施することで、競技環境の改善を図ること。 ・居室は、遮音性や感染症対策等を考慮し、8 m²の個室化（洗面所、トイレ、浴室は共用） ・部屋数は、記念競輪等開催時に選手全員を収容可能な120室（12レース×9選手＋予備） ・女子選手に対応した設備（浴室等）及び分離できるようなレイアウト ・延床面積は、諸室面積（居室、食堂、浴室、洗面・トイレ等）の積上げにより算出し、3,000 m²を想定 ・選手宿舍収容可能人数（男性100人、女性20人）が、男女が交わることなく同時間帯に利用できる必要面積の提案を求める。参考として、現状は食堂285 m²、浴室161 m²（浴室は時間帯を分けて使用）。 ・選手管理センターとの合築提案も可能とする。
選手管理センター	選手会事務室等の諸室を集約するとともに、選手育成のためのトレーニング室、女子選手に対応した控室の整備等を合わせて行うこと。 ・来賓室（スタンド内での設置も可） ・他場と比較しても充実した、プロやアマチュアの選手育成に資する最新鋭の機器を導入したトレーニング室。例えばパワーラック一式、ダンベル一式、レッグプレスマシン一式、バックエクステンション等。なお、機器の種類や個数は今後選手会等との調整が必要。 ・延床面積は2,500 m²を想定（現状と同程度） ・選手宿舍との合築提案も可能とする。

c 観戦及び投票機能

スタンド	複数の建物に分散していた観客席などの集約及び配置等の見直し、来場者数を踏まえた適正な規模への見直しを行い、新築することにより、来場者に対して、快適な観戦・投票環境を提供するとともに、運営コストの削減を図ること。 運営の効率性を考慮し、場外発売時は開放エリアを限定すること。 ・個室（貴賓室）、一般観覧席、特別観覧席、モニター観覧席など多様な観戦環境を提供できるよう、屋内席もしくは屋根付き屋外席を含めて400席程度、屋外も含めて600席程度・
------	---

	・開催本部スペース（開催執務委員長室、競技委員長室、審判室、写真室等） ・施行者事務所（執務室、会議室等）、実況テレビ室、集計センター、その他の競輪運営機能 ・延床面積約 3,000 m²を想定
投票機	20 機程度（スタンド及び場外発売時車券投票所）
場外発売時車券投票所	スタンド内もしくは近接する位置に新築することにより、広範囲に分散していた投票施設を集約し、場外発売時の開放エリアを限定することで、運営コストの削減を図ること。

d サービス機能

イベントスペース	（事業者の提案による）
休憩スペース	
飲食売店	
キッズルーム	
授乳室・搾乳室	
利用者用トイレ	男女別、多目的トイレの設置
インフォメーションコーナー	競輪施設の他、京都アリーナ（仮称）も含めた来場者を案内できる機能（他の競輪施設の諸室と兼ねることも可能）
喫煙所	設置を要するが、整備内容については事業者の提案による。
その他サービス機能	（事業者の提案による）

e その他本施設の共用機能

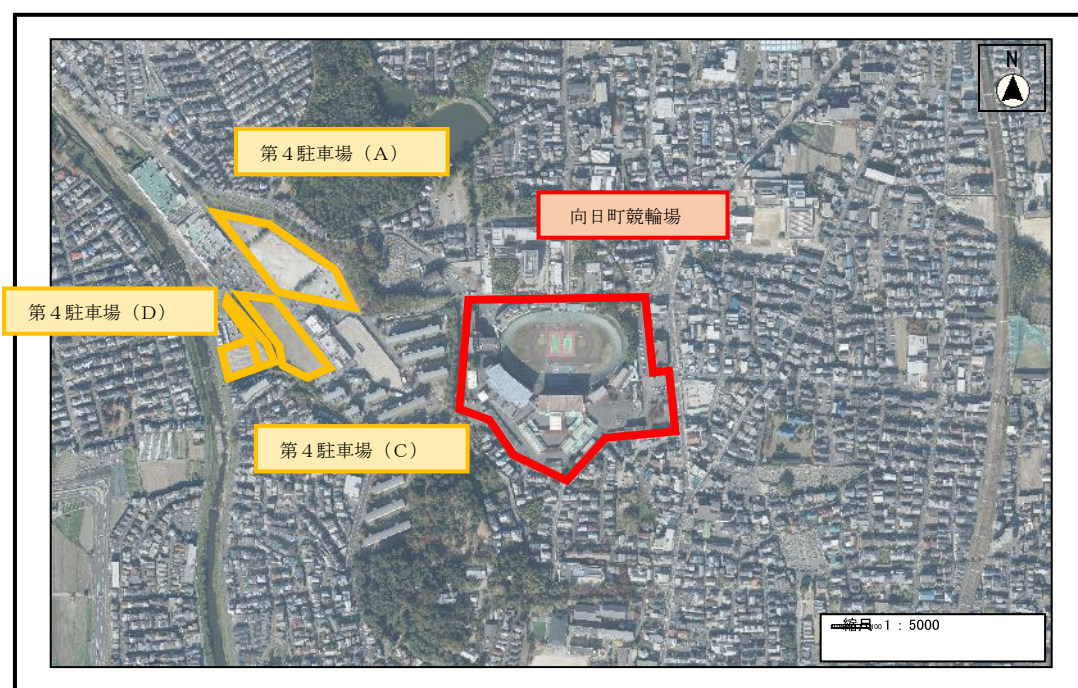
控室	警備、清掃等のサービス要員の控室
倉庫	緊急物資用の備蓄倉庫（40 m ² 以上）を設置し、避難生活者を想定した物資を備蓄できる必要面積を確保すること
廊下、階段等	（事業者の提案による）
機械室	
その他の共用機能	

f 外構、駐車場その他の構築物等

外構	周辺環境と十分に調和を図った外構計画とすること。 向日市開発ガイドラインに基づき、雨水流出抑制施設を計画すること。 消防法の規定に基づき、消防水利を計画すること。
----	--

駐車場・自転車駐輪場	場外駐車場である第4駐車場（A）・（C）は、京都アリーナ（仮称）整備・運営等事業者（以下「アリーナ事業者」という。）の管理対象であるため、レースやイベント開催時に当該敷地の一部について近隣駅等への送迎バス乗り場や駐車場としての利用を行う場合には、アリーナ事業者と調整すること。なお、当該駐車場は大原野口交差点改良工事に伴い、面積減が予定されていることをふまえ、アリーナ事業者と調整すること。 また、第4駐車場（D）の活用方法については従来の駐車場としての利用含めて、事業者の提案による。自転車駐輪場については関係法令等に基づき調整すること。
その他の構築物等	自転車競技の普及と併せてスポーツ振興に資する事業として、BMXやスケートボードなどのアーバンスポーツができるよう提案すること。

図3．向日町競輪場と場外の配置（GISから作成）



イ 施設配置及び動線に関する事項

(ア) 施設配置

- a ア（ア）（イ）に掲げる機能を有する施設は、それぞれの機能やアクセス性、周辺環境との調和を図った配置計画とすること。
- b 競輪場敷地全体をスポーツ・文化の新しい発信拠点とする府の方針を前提とした配置計画を提案すること。

(イ) 利用者等の動線

- a 事業者や利用者（選手、スタッフ、VIP、観客、京都アリーナ（仮称）利用者等）のそれぞれの動線が混同することなく、安全でかつ相互に支障をきたさない計画とすること。
- b 本施設だけでなく、京都アリーナ（仮称）でのイベント開催も想定し、周辺道路や近隣住居等に影響しないよう、溜り場等のスペースを確保すること。
- c 競輪場敷地全体で一体的なスポーツの拠点施設となるように想定し、敷地全体を効率的に活用できる動線を計画すること。
- d 本施設及び京都アリーナ（仮称）への来場者の動線を考慮し、周辺道路と場内の高低差を踏まえ、敷地北側及び東側付近に来場者の円滑な流動に必要な空間を確保できる施設配置とすること。
- e 競輪場敷地全体が地域の賑わいづくりや地域経済の活性化に寄与するスポーツの拠点施設となり、多くの府民に利用してもらえるような計画を提案すること。

ウ 本施設の性能に関する事項

(ア) 社会性に関する性能

- a 本施設は、地域の歴史、文化及び風土の特性を考慮しつつ、周辺環境との調和を図り、良好な景観の形成について配慮した意匠とすること。

なお、外装デザイン、建物内外の仕上げ等を含めて本要求水準書との整合性について府と協議を行うこと。

- b その他、本施設は、長く府民に親しまれるような社会性を有するために必要な機能及び性能等を備えた施設とすること。

(イ) 環境保全性に関する性能

- a 本施設は、施設の長寿命化、廃棄物の削減及び適正処理、資源の循環的な利用のほか、京都府が進める「ZET-valley」や、向日市が進める「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、環境負荷低減に配慮した資機材の使用、省エネルギー及び省資源、地域生態系の保全及び周辺環境への影響、イニ

シャルコスト及びランニングコストに配慮した総合的な環境保全性を確保すること。

- b 諸設備の選定に際して、要求水準で求められている配慮事項や検討事項を満足するための最適選択に至る詳細な比較検討書を作成すること。
- c その他、本施設は、総合的な環境保全性を確保するために必要な機能及び性能等を備えた施設とすること。

(ウ) BCP・安全性に関する性能

- a 本施設は、地震に関して建築基準法の関連規定に適合し、次に掲げる耐震性能を確保すること。

(a) 施設の主要構造の種別は提案によるものとする。ただし、基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない基礎形式及び工法とすること。

(b) 構造設計においては、自重、積載荷重その他の荷重及び耐震荷重、風荷重に対して構造耐力上十分に安全な計画とすること。加えて、近傍の活断層による内陸型の地震及び近い将来に発生が予想される海溝型の巨大地震に対する耐震性能等についても検討を行うことが望まれる。

(c) 公共建築物構造設計の用途係数基準による用途係数区分は 1.25 とすること。

(d) 非構造部材耐震安全性能の分類は、官庁施設の総合耐震計画基準の A 類とすること。

(e) 設備の耐震対策は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の耐震クラスの乙類（特定の施設）とすること。

(f) 地震時の 2 次部材（主要構造部以外の天井仕上げや照明設備、サイン、什器・備品、家具等）の落下又は転倒を防ぐための対策を講じること。

- b 本施設は火災に対して、建築基準法及び消防法の関連規定に適合し、人命に加え財産・情報の安全の確保が図られるように、初期火災の拡大の防止、火災時における利用者の安全な避難及び公共財産の保護・保全、施設機能の維持を可能にする防災性能を確保すること。

- c 本施設は水害に対して、施設内への浸水を防止し、利用者の安全な避難の確保及び感電防止、公共財産の保護・保全、危険物の流出の防止、施設機能の維持と早期復旧を可能にする防水害性能（電源設備などの津波・浸水の被害を受けない上階の室内設置など）を確保すること。雨水抑制施設の設置については関係法令に基づき調整すること。

- d 本施設は建物等への雨水・地下水等の侵入を防ぐ仕様とするとともに、雨水等が滞留しない排水性能（屋根などにおける適正な勾配の設定、排水管等の適正な排水能力の確保等）を有すること。また、外部からの浸水があった場合、速やかに外部に排出若しくは施設機能に影響しない部位への水の誘導を行い、適切な処理ができること。
- e 本施設は暴風に対して、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の関連規定に適合し、建築基準法に定めのない 2 次構造部材や工作物、設備等においても、適切な耐風強度を設定し、竜巻などの激しい突風による破損や飛散等に配慮し、利用者の安全及び公共財産の保護・保全、施設機能の維持を可能にする耐風性能を確保すること。
- f 本施設は積雪及び寒冷気候に対して、建築基準法の関連規定に適合し、本施設の立地環境における積雪及び寒冷気候に応じた施設形状（屋根面や外部の建具等）とし、過度な雪溜まり等の発生及び集中しない形状や氷雪が堆積しにくい形状とする等の配慮の他、建物周り等には、氷雪が落下した場合に備え、本施設の機能を阻害しない氷雪の落下スペース（積雪時には容易に立入禁止にできること。）を設けるなどの配慮をすること。
- g 本施設は落雷に対して、建築基準法の関連規定に適合し、利用者の安全に加え、施設及び施設内の通信・情報機器の機能の確保が図られるようにすること。
- h 本施設は常時荷重に対して、建築基準法の関連規定に適合し、構造体には使用上の支障となる損傷や変形等が生じない積載性能を確保すること。
- i 本施設は地震や風水害等大規模災害が発生した際に、指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 及び災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 20 条の 3 の規定による。）・指定避難所（災害対策基本法第 49 条の 7 及び災害対策基本法施行令第 20 条の 6 の規定による。）・一時避難場所（火災や家屋倒壊の危険を避けられる屋外の空地）としての機能が果たせる計画とすること。
- j 本施設は電力、通信・情報、上下水、ゴミ収集等の途絶の解消後、電力、通信・情報、上下水、ゴミ収集等の利用の復旧が容易なシステム、設備等の導入を図ること。
- k 本施設は、敷地全体、敷地内の各建物、各建物内の各諸室等の規模、用途、性能、開放性、利用等の運用の状況等に応じて、本施設の用途、目的、利用状況等に適した複数の警戒線（利用者、執務者及び財産等を取り囲み、犯罪企図者のその内部への侵入を防止する防御ライン）と警戒区域（警戒線によって区分された区域）、警戒区域が機能する時間帯及び状況を設定し、それぞれの警戒区域内の重要性に応じた防犯設備（フェンスや

バリカー等による出入制限、鍵・入退出セキュリティカード等による制限、監視カメラ、キーシステム、機械警備システム等）を導入すること。

- 1 その他、本施設は、総合的な安全性を確保するために必要な機能及び性能等を備えた施設とすること。

(エ) 機能性に関する性能

- a 本施設は、施設内外における人の移動及び物の搬送等が円滑かつ安全に行えるように用途、目的、利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備を確保すること。
- b 本施設は、災害時や緊急時等における利用者の避難、救援動線の確保等に関する建築基準法及び消防法の関連規定に適合し、初めて来場する利用者であっても分かりやすい避難動線及び救援動線とし、特に高齢者に配慮した動線とすること。
- c 本施設は、施設の可動部の動作中に事故が発生しないように安全性を確保し、建築設備等の操作部においては安全かつ容易に操作できるとともに誤操作を防ぐ措置が講じられているなど、本施設における可動部及び操作部の安全性が確保されていること。
- d 本施設は、子どもたちや高齢者、障がいのある方、LGBT等の当事者など、全ての利用者にとって、本施設が不自由なく安心して利用できることはもとより、安全かつ快適に利用できるように、諸室等の設え、動線における段差解消の他、内装材、家具デザイン等においてもユニバーサルデザインの積極的導入を図ること。
- e 本施設は、施設内外の音環境について、屋外及び屋内の諸室等の用途、目的、利用状況等に応じて、必要となる静寂さを確保できるようにすること。
- f 本施設は、施設内外の光環境について、屋外及び屋内諸室等の用途、目的、利用状況等に応じて必要となる照度を確保できるようにすること。
- g 本施設は、施設内の熱環境について、屋内諸室の用途、目的、利用状況等に応じて利用者に不快感を生じさせない熱環境を確保できるようにすること。
- h 本施設は、施設内の空気環境について、屋内諸室の用途、目的、利用状況等に応じて利用者に不快感を生じさせない空気環境を確保できるようにすること。
- i 本施設は、施設内外の衛生環境については、屋外及び屋内諸室の用途、目的、利用状況等に応じて人の健康等に悪影響を与えない衛生環境を確保できるようにすること。

- j 本施設は、施設内の振動について、屋内諸室の用途、目的、利用状況等に応じて、地震以外の人の動作又は設備、交通若しくは風による振動により心理的又は生理的な不快感を利用者に与えないようにすること。
- k 本施設は、施設の情報化対応性について、競輪競技の公正かつ安全な実施、効率的かつ効果的な競輪場の運営に必要となる通信・情報システムを構築できるようにすること。
- l その他、本施設は、向日町競輪場の整備方針に基づき、競輪競技の公正かつ安全な実施、効率的かつ効果的な競輪場の運営に必要となる総合的な機能及び性能等を備えた施設とすること。

(オ) 経済性に関する性能

- a 本施設は、目標耐用年数として 65 年を目安とし、ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切に修繕、更新等をしながら、劣化等により安全性を損なうことなく、施設の機能を維持できる合理的な耐久性を確保すること。
- b 本施設は、耐用年数の異なる部材又は設備の組み合わせにより必要のない補修や更新の発生の防止等、耐用性についての総合的な耐久性を確保すること。
- c 本施設は、補修、更新、オーバーホール等を容易に行うことができる仕様とするとともに、その搬出入及び作業スペースを確保すること。
- d 本施設は、屋内諸室等の変更や追加に伴う施設の改修等に容易に対応できるように、階高、床面積、床荷重、仕上げ等の可変性や冗長性について配慮すること。
- e 本施設は、建物仕上げ材の経年劣化等による浮きや剥落等による部材の落下防止の対策を講じること。
- f 本施設は、建物内外の仕上げにおいて清掃や管理が容易な建物となるようにすること。
- g 本施設は、補修点検等に健全な部位の撤去や高所作業車を必要とするなど、経費を要する部材や設備や設えとしないこと。

(3) 施設性能に関する報告事項

- ア 事業者は、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項に従い、本施設の性能が要求水準書及び提案に基づいて要求水準を満たすものであることを確認するための計画書（以下「施設性能確認計画書」という。）を作成し、府に提出すること。

- （ア） 施設性能確認計画書は、基本契約の締結日の翌日から 14 日以内に府に提出することとし、競輪場整備業務の進捗状況に応じた必要な時期におい

て適宜見直しを行い、見直しが行われたときは、速やかに見直しが行われた事項について府に報告すること。

- (イ) 施設性能確認計画書には、個別の確認項目ごとに要求水準の確認時期（基本設計終了時点、建設工事着手時点、建設工事終了時点及び事業期間終了の前々事業年度末時点等）、確認者（代表企業、設計企業、建設企業、工事監理企業）、その他の本施設の性能の確認に必要な事項を記載することとし、基本設計終了時点、建設工事着手時点、建設工事終了時点、事業期間終了の前々事業年度末時点のそれぞれにおける確認結果を記載できる空欄を設けておくこと。

イ 事業者は、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項に従い、施設性能確認計画書に示された個別の確認項目に基づき本施設の性能が要求水準を満たしていることを確認し、その確認結果を施設性能確認計画書に加筆した施設性能確認報告書として府に提出すること。

- （ア） 施設性能確認報告書は、本施設の基本設計終了時点、本施設の建設工事着手時点、本施設の建設工事終了時点、本事業の事業期間の終了日の前々事業年度末時点（本事業の事業期間の終了日が含まれる事業年度の前々年度末日まで）において施設性能確認計画書にそれぞれの時点における確認結果を加筆して府に提出すること。

- （イ） 施設性能確認報告書には、施設性能確認計画書に記載された事項の他、提出時点までの施設性能確認計画書に関する変更事項、提出時点における個別の確認項目に基づき本施設の性能が要求水準を満たしていることを確認した結果、その他の本施設の性能に関する確認結果を記載すること。

なお、本事業の事業期間の終了日の前々事業年度末時点においては、本施設の経年劣化等の状況、修繕又は更新等の有無、事業期間終了日以降における本施設の性能の維持又は更新に関する施設管理上の留意点等を加筆して府に提出すること。

3 業務成果に関する事項

（１） 共通事項

ア 事業者は、競輪事業の安定的な収益の確保に向けて、要求水準を満たすとともに提案に基づいて競輪場整備業務及び競輪場運営業務を実施し、その業務成果として競輪競技の公正かつ安全な実施を妨げることなく、本施設を効率的かつ効果的に整備するとともに、事業期間にわたり競輪場の効率的かつ効果的な運営を実現し、向日町競輪場における府民サービスの提供を図ること。

イ 事業者は、競輪場整備業務の実施にあたり、事業期間にわたる競輪事業の安定的な収益の確保に向けて、建設工事期間中における府営競輪の開催や場外車券発売を休止する期間の最小化を図ること。

ウ 事業者は、代表企業による本事業の実施に関する各業務間における遺漏の防止や各業務工程間における調整などの本事業の実施に関する総合的な管理が円滑に行えるように協力すること。

(2) 競輪場整備業務に関する事項

ア 共通事項

(ア) 事業者は、要求水準を満たすとともに提案（契約等に定めた競輪場整備業務の実施の対価を上限として実施することを含む。）に基づいて効率的かつ効果的に本施設を整備すること。

(イ) 事業者は、競輪競技の公正かつ安全な実施、競輪場の効率的かつ効果的な運営、本施設に必要な機能及び性能の確保を妨げないように本施設を整備すること。

(ウ) 事業者は、次の設計業務、建設業務、工事監理業務に関する事項の全てを満たし、報告事項に示す内容を府に報告すること。

イ 設計業務に関する事項

(ア) 設計業務の業務内容

a 設計企業は、設計業務として要求水準を満たすとともに提案（契約等に定めた競輪場整備業務の実施の対価で実施することを含む。）に基づいた機能及び性能等を備えた本施設を施工するために必要な設計図書を作成する業務及びその設計の意図を建設企業に伝達する業務の他、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な業務を行うこと。

b 設計企業は、設計業務における基本設計の内容として「令和6年国土交通省告示第8号」別添1の第1項第1号イを参考とすること。

c 設計企業は、設計業務における実施設計の内容として「令和6年国土交通省告示第8号」別添1の第1項第2号イを参考とし、工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。

また、建設工事着手後に実施設計書の変更を行う場合に作成する設計においても同様な内容とすること。

d 設計企業は、工事段階で行う実施設計に関する業務（設計の意図を建設企業に伝達する業務）の内容として「令和6年国土交通省告示第8号」別添1の第1項第3号を参考とすること。

e 設計企業は、設計業務の実施に関して必要と判断した場合は、調査業務として敷地測量及び地質調査等を適宜実施すること。

- f 設計企業は、本施設の引渡日の遅延又は競輪場整備業務の実施の対価の増加が生じないように建設工事段階におけるリスクへの対応がしやすいように本施設を設計すること。
- g 設計企業は、建設工事期間中における府営競輪の開催や場外車券発売を極力休止の必要がないよう計画することとし、やむを得ず休止する場合はその期間等について府と協議すること。
- h 設計業務は関連法令に基づき実施するものとし、府による建築確認申請等の関係官公署への手続きに必要な資料の作成及び申請等の手続きを遅滞なく行うこと。
- i 設計企業は、府及び競輪場運営事業者が本施設の貸方基準及び管理規程を作成する場合は、必要となる本施設の図面等を作成すること。
- j 設計企業は、設計業務、申請業務等の推進において、アリーナ事業者、府と連携すること。

(イ) 設計業務の報告事項

- a 設計企業は、基本契約の締結日の翌日から 14 日以内に、要求水準書及び提案に基づいて次に掲げる事項を記載した設計業務計画書を作成して府に提出すること。
 - (a) 設計業務の実施体制（業務責任者、担当者等）
 - (b) 設計業務の業務工程（基本設計の工程、実施設計の工程及び設計業務の工程管理に必要な事項を記載した工程）
 - (c) その他設計業務を実施するための計画に関して必要な事項
- b 設計企業は、設計業務の実施において重大な事項が発生した場合は、直ちに府にその内容を報告すること。
- c 設計企業は、基本設計の終了日の翌日から 14 日以内に施設性能確認報告書（基本設計終了時点）及び基本設計図書（関連する資料を含む。）を成果物として府に提出すること。

なお、成果物については書面の他、電子データにより納品すること。
- d 設計企業は、実施設計の終了日の翌日から 14 日以内に施設性能確認報告書（建設工事着手時点）及び実施設計図書（関連する資料等を含む。）を成果物として府に提出すること。

なお、成果物については書面の他、電子データにより納品すること。

ウ 建設業務に関する事項

(ア) 建設業務の業務内容

- a 建設企業は、建設業務として要求水準を満たすとともに提案（契約等に定めた競輪場整備業務の実施の対価で実施することを含む。）に基づき、本施設の整備に関連する設計図書に基づき本施設及び外構を施工する業務

及び当該施工に関する品質確保のために必要な業務、本施設に備える競輪場運営に必要な什器備品等（買い取りにより調達する什器備品等に限る。）の調達及び設置する業務の他、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な業務を行うこと。

- b 建設企業は、建設工事期間中における場外車券発売を極力休止の必要がないよう計画することとし、やむを得ず休止する場合はその期間等について府と協議すること。
- c 建設企業は、建設工事期間中に本施設の整備に関連して第三者による別工事が行われる場合には、当該別工事との調整に協力すること。
- d 建設企業は、本施設の引渡日の遅延又は競輪場整備業務の実施の対価の増加が生じないように建設業務を行うこと。
- e 建設企業は、建設業務の実施に関して必要と判断した場合は、調査業務として敷地測量及び地質調査等を適宜実施すること。
- f 建設企業は、建設業務の実施にあたり、近隣対応（周辺家屋影響調査等）及び電波受信障害調査等を必要に応じて実施するとともに、その対策を行うこと。
- g 建設企業は、建設工事中に競輪場利用者、近隣その他からの苦情が発生しないように配慮するとともに、万一発生した苦情等は、工事工程に支障をきたさないように対応すること。
- h 建設企業は、工事現場内の事故・災害等の発生防止に配慮するとともに、競輪場の運営及び近隣への事故・災害等が及ばないように万全の対策を行うこと。
- i 建設企業は、予め周辺道路の状況等を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、工事車両の通行に関して運行の速度、誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃等について十分な配慮を行うこと。
- j 建設企業は、建設工事に伴う騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、競輪場の運営や競輪場周辺地域に及ぼす悪影響の防止について十分な対策を行うものとし、特に建設機械等の使用にあたっては、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型機械の使用に努め、合理的に要求される範囲の近隣対策を講じること。また、万一発生した悪影響等は、建設企業の責任において対応すること。
- k 建設企業は、建設工事範囲に隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないように配慮し、工事中万一発生した損傷等は、建設企業の責任において必要となる補修及び補償等の対応を図ること。

- l 建設企業は、工事の施工記録として、環境配慮技術や創エネ・省エネ設備等の工事施工状況を中心に、写真・映像等で記録し、施工記録書としてデータと書面を府に提出するとともに保管すること。
- m 建設企業は、各種の関連法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画にしたがって工事を実施するものとし、工事実施に必要な手続きは、その手数料の負担（建設業務の実施の対価に含める。）を含めて建設企業が行うこと。
- n 建設企業は、建設工事から発生した廃棄物などについて関連法令等に定められた方法により、適法かつ適切に搬出処分（処理）すること。
- o 建設企業は、建設工事により発生する廃材などについて積極的に再利用を図ること。
- p 建設企業は、本施設の運営に必要な備品等について、競輪競技の公正及び安全な実施を妨げることなく、本施設の特性と提案に基づいて実施する競輪場運營業務を効率的かつ効果的に実施するのに適した備品等を必要数量調達すること。
- q 建設企業は、調達する備品等について既製品とすることを原則とし、建設企業からの提案により府が既製品と同等以上であると認めることができる場合は造作等による備品等を調達することができるものとする。
- r 建設企業は、備品等の調達にあたり、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない、又は放散量が少ないものを選定するように配慮して調達すること。
- s 建設企業は、提案に基づいて備品等の仕様その他の詳細を定めることとし、デザイン、品質、機能、安全性等に優れているとともに、本施設との調和が図られたものを調達すること。
- t 建設企業は、一時的に設置するような仮設の備品等については、設営及び撤収が容易なものを調達することとし、必要に応じて設営及び撤収のための運搬車等の移動用の備品等や一時的に保管するための備品等も併せて調達すること。
- u 建設企業は、建設工事期間中において、府民が向日町競輪場に親しみや愛着を持てるようにするために建設業務に直接又は間接的に参加できるような企画を実施すること。
- v 建設企業は、建設工事期間中において、自ら中間検査を行うこと。中間検査の実施内容及び日程は事前に府に連絡し、調整を経て確認を受けること。
- w 建設企業は、本施設の引渡日の前までに本施設の完成検査を行うこととし、併せて機器・器具・備品等の試運転検査等を実施すること。

- x 府は、建設企業の立会いのもと、建設業務計画書との適合についての確認を行う。建設企業は、府が行う確認の結果、不完全な部分があると認められるときは、速やかにその内容について補修すること。

(イ) 建設業務の報告事項

- a 建設企業は、本施設の整備に関する建設工事の着工日の 30 日前までに、要求水準書及び提案に基づいて次に掲げる事項を記載した建設業務計画書を作成して府に提出すること。

- (a) 建設業務の実施体制（業務責任者（現場代理人）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者等の現場担当者、建設業法第 24 条の 7 の規定に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写し等）
- (b) 建設業務の業務工程（施設整備に係る概略工程の他、近隣対応、関係法令等に定める許認可の取得予定時期等、建設業務の工程管理に必要な事項を記載した工程、本施設等の工事における出来高予定曲線を記入した実施工程表等）

- (c) その他建設業務を実施するための計画に関して必要な事項

- b 建設企業は、本施設の引渡日の 1 年前までに、要求水準書及び提案に基づいて次に掲げる事項を記載した備品等調達設置計画書を作成して府に提出すること。

- (a) 備品等の調達及び設置に関する実施体制（業務責任者、担当者等）
- (b) 調達備品等一覧（備品等の内容、仕様、数量、本施設における設置又は保管場所等）
- (c) 備品等の調達及び設置に関する工程（備品等の調達及び設置の工程管理に必要な事項を記載した工程）

- (d) 備品等の調達及び設置に関する計画に関して必要な事項

- c 建設企業は、着工日を含む月の前月末日の翌日から 14 日以内に実施工程表を踏まえた前月の建設業務の進捗状況（着工日前までの準備等を含む。）、今月の月間工程表及び建設業務の進捗予定等を記載した進捗状況報告書を作成して府に提出することとし、以後、毎月末日の翌日から 14 日以内に前月の進捗状況報告書を府に提出すること。

- d 建設企業は、建設業務の終了日の翌日から 14 日以内に次の成果物を府に提出すること。

なお、成果物については書面の他、電子納品するものとする。

- (a) 施設性能確認報告書（建設業務による確認結果をまとめた報告書）
- (b) 関係官公署協議資料、申請・届出資料
- (c) 工事記録写真

- (d) 完成図書（施工図一式、完成図（土木、建築、電気設備、機械設備、昇降機設備）一式、機器完成図）
 - (e) 施設管理用図面（完成図をもとに什器備品等の配置状況も反映した図面）
 - (f) 完成写真
 - (g) 施設利用の手引き（建築物及び建築設備の取扱要領をまとめたものとし、建築設備等の保証書及び取扱説明書を資料として添付すること。）
 - (h) 備品等台帳（本施設内に設置した備品等の写真、内容、仕様、数量、設置又は保管場所等を一覧にした台帳とし、各備品等の仕様書（カタログ）、保証書、取扱説明書等を添付すること。）
 - (i) 備品等利用の手引き（各備品等の取扱要領（利用、保守、消耗品等の交換、修繕・更新（補充）等の要領等の他、製造元連絡先等）をまとめたものとする。）
 - (j) 上記（a）から（j）までの電子データ一式
- e 建設企業は、建設業務の実施において重大な事項が発生した場合は、直ちに府にその内容を報告すること。

エ 工事監理業務に関する事項

- (ア) 工事監理業務の業務内容
 - a 工事監理企業は、工事監理業務として要求水準を満たすとともに提案（契約等に定めた競輪場整備業務の実施の対価で実施することを含む。）に基づき、建築士法第2条第8項に定める工事監理者の立場で行う業務の他、設計図書通りに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務を行うこと。
 - b 工事監理企業は、工事監理の実施内容として「国土交通省告示第8号（令和6年1月9日）」別添一の第2項第1号及び第2号を参考とすること。
 - c 杭地業工事を行う場合は、全数の施工に立ち会い、適切に施工されていることを確認し、その結果を取りまとめること。
 - c 工事監理企業は、建設工事期間中に本施設の整備に関連して第三者による別工事が行われる場合には、当該別工事との調整に協力すること。
- (イ) 報告事項
 - a 工事監理企業は、本施設の建設工事の着工日の30日前までに、要求水準書及び提案に基づいて次に掲げる事項を記載した工事監理業務計画書を作成して府に提出すること。
- (a) 工事監理業務の実施体制（担当者等）

- (b) 工事監理業務の業務工程（設計図書に示された性能を確保するために必要な検査の時期等、工事監理業務の工程管理に必要な事項を記載した工程）
 - (c) その他工事監理業務を実施するための計画に関して必要な事項
 - b 工事監理企業は、工事監理業務の実施期間にわたり、工事監理業務による確認結果等を工事監理業務報告書として毎月末日の翌日から 14 日以内に府に提出すること。
 - c 工事監理企業は、工事監理業務の終了日の翌日から 14 日以内に次の成果物を府に提出すること。
 - (a) 工事監理業務報告書（毎月提出した工事監理業務報告を取りまとめたもの）
 - (b) 完了検査済証の原本
 - (c) 上記（a）と（b）の電子データ一式
 - d 工事監理企業は、工事監理業務の実施において重大な事項が発生した場合は、直ちに府にその内容を報告すること。
- (3) 競輪場維持・管理業務及び運營業務に関する事項
- ア 共通事項
- (ア) 競輪場運営事業者は、競輪場運營業務による収益の向上を図り、契約等に定める収益を府に対して保証すること。
 - (イ) 競輪場運営事業者は、競輪事業の安定的な収益の確保に向けて、競輪競技の公正かつ安全な実施を妨げることなく、要求水準を満たすとともに提案に基づいて効率的かつ効果的に競輪場を運営すること。
 - (ウ) 競輪場運営事業者は、競輪場運營業務に携わる従事員を雇用するものとし、現競輪場運営事業者が令和 8 年 3 月 31 日まで雇用している従事員のうち、引続き就業を希望する従事員の雇用については、可能な限り配慮すること。また、確保した従事員の役割分担や指揮命令系統を明確にした上で、開催するレースグレード毎の配置計画を作成すること。さらに、従事する従事員の労働に関する権利を保障するため、労働基準法、労働者災害補償保険、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法その他の労働関係法令を遵守すること。
- なお、競輪事業を安定的かつ円滑に運営するため、知識や経験、技能を有する従事員の賃金水準については、その知識や技能、経験に見合った処遇とするよう努めること。
- (エ) 開催資金、非開催日払戻資金、選手賞金等は、府が準備する。ただし、事業者で準備することも可能とする。

- (オ) 競輪場運営事業者は、京都アリーナ（仮称）の運営事業者と十分連携し向日町競輪場全体として、利用者の安心、安全かつ快適な施設利用に資するよう運営すること。
- (カ) 競輪場運営事業者は、非常時及び緊急時への対応について予め府と協議し、府の指針を踏まえた上で緊急対応マニュアルを策定すること。また、事故等が発生した場合は、緊急対応マニュアルに基づき、直ちに必要な措置をとるとともに府及び関係官公署に通報すること。
- (キ) 競輪場運営事業者は、災害時への対応について予め府と協議し、府と向日市の防災指針などを踏まえた上で防災計画書を作成すること。また、災害が発生した場合は、防災計画書に基づき、直ちに安全確認等、必要な措置をとるとともに府及び関係官公署に報告すること。
- (ク) 競輪場運営事業者は、府又は向日市が地域連携組織を組成する場合、これに参画し、協力すること。また、その他の団体が組成する場合においても同様とする。
- (ケ) 競輪場運営事業者は、次の各業務に関する事項の全てを満たし、報告事項に示す内容を府に報告すること。
- (コ) 再整備期間中において、競輪場運営事業者は、競輪場運営事務補助用務として、警備業務、清掃業務、映像制作送出業務、投票設備保守運営業務、銀行現送業務、広告宣伝業務、施設管理業務、修繕業務、無料バス運行業務等を実施するとともに、場外発売に係る投票所運営管理業務を行うこととし、本要求水準書に示す各業務に関連する事項を満たすこと。
- (サ) 現在東入場門で実施している仮設場外車券発売所について、敷地全体の再整備を行うためには敷地内移転が必要となるため、仮設場外車券発売所の移設時期・場所についても提案すること。

また、契約締結後は速やかに府と協議の上、移転場所を確定し、移転・運営を行うこと。なお、移設時期については敷地全体の再整備の都合上、京都府から指示する場合もある。

移転に際しては来場者用シャトルバスの乗入場所、乗降場所、回転スペース、運行ルート、来場者歩行ルートについても検討し、必要な所管各所と事前に調整を行うこと。

また、場外車券発売所は極力休止の必要がないよう計画することとし、やむを得ず休止する場合はその期間等について府と協議すること。

イ 競輪開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、統制（集計センター）業務として、レース運営の公正を期するため、府営競輪の開催において、異常事態発生時等の他場、J K A等関係各所への連絡等を行うこと。

- (イ) 競輪場運営事業者は、欠場連絡等対応業務として、レース運営の公正を期するため、府営競輪開催中は、各場外車券売場及び関係各所へ欠場、中止、順延等を連絡し、場外発売実施中は、関係各所への欠場、中止、順延等を連絡すること。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、現金輸送及び資金室業務として、府営競輪の開催及び場外開催に必要な現金の輸送、保管及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (エ) 競輪場運営事業者は、式典関連業務として、府営競輪の開催における式典等制作運営及び賞状筆耕等を行うこと。
また、府営競輪の開催のうち記念競輪の開催においては、特に演出の充実を図ること。
- (オ) 競輪場運営事業者は、出場選手等記念品作成業務として、府営競輪の開催に合わせて、出場選手等に渡す記念品（クオカードでも代用可能とする。）を作成すること。
- (カ) 競輪場運営事業者は、日程表作成処理業務として、関係機関及び団体に対して府営競輪の開催（本施設の整備に係る建設工事期間中等の他場借上げによる開催を含む。）及び場外開催の日程を周知するとともに対外的に広報するため、各事業年度における８月（当該事業年度下期分）及び２月（次年度上期分）に日程表を作成し配布する。
- (キ) 競輪場運営事業者は、従事員の配員割当業務として、府営競輪の開催及び場外開催において、開催日の特性及び開催するレースグレード等の特性に応じて各投票所に必要な従事員を配置すること。
- (ク) 競輪場運営事業者は、競輪開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

ウ 車券発売及び払戻に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、発売、払戻（払戻有効期間中の払戻を含む。）及び減算等投票所業務として、車券発売、払戻、売上集計等を円滑に行うため、府営競輪の開催日及び場外開催日に投票所において車券発売準備（投票本券準備、資金準備、清掃後片付け）、窓口での車券発売、自動発払機操作、各レースの売上計算、払戻（払戻有効期間中の払戻を含む。）、マークカード記載指導等を行うこと。
- (イ) 競輪場運営事業者は、車券発売及び払戻等に係るトータリゼータシステム機器として他の競輪場での稼働実績を有するものを使用すること。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、トータリゼータシステム保守等投票関連業務として、府営競輪の開催及び場外開催に際して当該システムの保守点検及びこ

れに伴う部品購入を行うとともに、競輪開催のために必要な情報処理作業及びこれに付随する作業を行うこと。

- (エ) 競輪場運営事業者は、向日町競輪場で用いるマークカードを作成業務を行うこと。また、マークシート用鉛筆についても競輪場運営事業者において準備すること。
- (オ) 競輪場運営事業者は、向日町競輪場で用いる感熱ロール紙、控券サーマルロール紙の調達業務を行うこと。
- (カ) 競輪場運営事業者は、その他の車券発売及び払戻に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

エ 競輪場内の情報提供に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、発売中止時の連絡及び貼紙掲示対応業務として、府営競輪の開催日及び場外開催日に、車券発売の中止が生じた場合、来場者に車券発売の中止を周知するために、中止の決定後直ちに、中止の告知文を作成して貼り出すとともに、発売中止の看板を設置すること。
- (イ) 競輪場運営事業者は、映像集配信ネットワーク機器等の利用業務として、映像集配信ネットワークを利用し、府営競輪の開催における実況映像等の送信及び場外開催における実況映像等の受信を行うこと。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、インターネット競輪動画サービスシステムの利用業務として、インターネット競輪動画サービスシステムを利用し、府営競輪の開催において、レース映像等のインターネットによる配信を行うこと。
- (エ) 競輪場運営事業者は、KEIRIN. JP 実況放送等業務として、府営競輪の開催において、KEIRIN. JP において実況放送を行うこと。
- (オ) 競輪場運営事業者は、レース映像等放映業務として、府営競輪の開催及び場外開催において、レース放映（選手名表示付）及び実況放送放映、ゴール前スローVTR放映、選手紹介及び決定盤放映、オッズ放映、レースダイジェストの制作及び放映、画像編成及び切替えの他、レース映像等放映業務として必要な業務を行うこと。
- (カ) 競輪場運営事業者は、レース映像等制作業務として、府営競輪の開催において、レース映像及びスローVTRの収録、審議VTRの制作、選手紹介の撮影などの映像番組を制作すること。
- (キ) 競輪場運営事業者は、衛星放送用番組等制作業務として、府営競輪の開催中、テレビ実況室及びスタジオ等において、専門解説者及び司会者により各種の開催情報や予想情報を提供するための衛星放送及びインターネットライブ用映像を制作及び放送すること。

競輪場運営事業者は、場内モニター管理業務として、場内モニターの管理を行い、故障等の際は、その修理又は交換等を行うこと。

- (ク) 競輪場運営事業者は、その他の競輪場内の情報提供に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

オ 競輪場内の来場者向けサービス（イベント等の実施等を含む。）に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、来場者サービス（手荷物管理）等業務として、府営競輪の開催日及び場外開催日に、総合案内所において、入場者の受付案内、手荷物受け渡し、景品交換等の業務を行うこと。

また、府営競輪開催日に、向日町競輪場の入場口の開門又は閉門に係る業務、入場者の受付、入場者数の整理、連絡等の業務を行うとともに、開催本部において、来賓、来客者の受付及び対応、関係部署との連絡等の業務を行うこと。

- (イ) 競輪場運営事業者は、湯茶等接待業務として、事業年度を通して、向日町競輪場内の通路、階段、トイレ等の清掃及び給湯等の業務を行うこと。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、来賓等対応業務として、記念競輪開催期間及び来賓対応等の関係が必要が生じた日に、来賓用の投票所を設置し、発払を行うこと。
- (エ) 競輪場運営事業者は、来場者向けサービスイベント業務として、府営競輪の開催日及び場外開催日に、選手カレンダー他、来場者向けサービス用物品の購入及び提供を行うこと。予想会、初心者向けイベント、未確定車券抽選会等の活性化イベント等を開催すること。レース結果等の掲示板への掲出を行うこと。

なお、記念競輪開催期間中は、特に来場者向けサービスイベントの充実を図ること。その他、事業年度を通じて可能な日に、向日町競輪場内及び競走路（バンク）等を活用し、自転車愛好家、親子連れ等がスポーツ及びレジャーの場として楽しめるイベントの開催や仕掛け（これまで行われてきた集客向上策との継続性等にも配慮すること。）を行い、府民サービスの向上を図ること。

また、令和 11 年オープンに合わせ、来場者や関係者等を対象とした記念式典及びオープニングイベント等を実施すること。オープニングイベント等については、広く府民が参加できるような施設の利用体験等を計画し、詳細は府と協議した上で決定すること。

- (オ) 競輪場運営事業者は、競輪来場促進施策業務として、府営競輪の開催日及び場外開催日において、無料バス等の運行などによる来場支援を行うこととし、現状と同等水準を確保すること。

なお、記念競輪開催期間中においては、特に来場支援の充実を図ること。

- (カ) 競輪場運営事業者は、その他の競輪場内の来場者向けサービス（イベント等の実施等を含む。）に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

カ 競輪場内、駐車場及び周辺道路の警備及び清掃に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、場内警備業務として、府営競輪の開催日及び場外発売日、京都アリーナ（仮称）におけるイベント開催時等に、場内、各入場口、各投票所等において、必要な箇所に警備員を配置し、不審者の発見及び処置、盗難や騒じょう等の予防又は発見、急病人等への対応、マークカードの記入説明及び回収又は整理、火災の予防や早期発見、初期消火活動及び通報、発売窓口における案内整理を行うこと。

また、前検日を含む府営競輪の開催日に選手管理センター等において、部外者の排除等出入者の監視等を行うこと。

なお、記念競輪の開催日及びその前検日には、これに加え、出場選手の横断幕及び競走路の汚損、損壊、盗取等を防止するための巡回並びに選手宿舍周辺の警備を一層強化すること。

- (イ) 競輪場運営事業者は、駐車場等警備業務として、府営競輪の開催日及び場外発売日に、各駐車場及び周辺道路において、必要な箇所に警備員を配置し、駐車場における車両の誘導や整理、不法駐車及び不法進入の監視又は防止、府民等の歩行誘導、隣接地から波及する危険性の察知及び処置、来場者に対する案内看板の設置又は撤去、来場者による近隣への迷惑行為の防止、駐輪場の整理等を行うこと。

- (ウ) 競輪場運営事業者は、場内外等清掃及び来場者サービス業務として、府営競輪の開催日及び場外開催日に、向日町競輪場内、駐車場、周辺道路及び各施設の来場者用スペース、来場者用トイレの清掃及びゴミの分別回収を行うとともに、トイレットペーパーやマークカード、鉛筆などの補充及び整理を行うこと。

また、前検日を含む府営競輪開催日には、競走路、選手宿舍、選手管理センターの清掃及びゴミの分別回収等を行うこと。その他、定期的向日町競輪場内の水洗、側溝又はます清掃、除草作業、各施設の窓の清掃等を行うこと。

- (エ) 競輪場運営事業者は、ねずみ、害虫等の駆除を行い、ねずみ、害虫等が発生しない環境を維持すること。この環境の維持にあたっては、場所や季節等を考慮した作業方法を検討するなど、最大限に注意を払って行うこ

と。また、万一、ねずみ、害虫等が発生した場合は、速やかに駆除した後、再度発生しないための防除措置を行うこと。

- (オ) 競輪場運営事業者は、事業年度を通じて、通用門の開閉、火災及び盗難の防止、出入者の監視、外来者の対応、雨天及び冬期における競走路の監視並びに排水ポンプの作動確認、主に夜間の向日町競輪場内、駐車場、競輪場外周の巡視及び警戒、電話対応を行うこと。
- (カ) 競輪場運営事業者は、警備及び清掃に関する業務の再委託において、府内の中小事業者の活用など、業務の受託に伴う地域経済に十分配慮すること。
- (キ) 競輪場運営事業者は、その他の競輪場内、駐車場及び周辺道路の警備及び清掃に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

キ 競輪場内来場者対応（問合せ、トラブル、苦情等への対応等）に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、開催事務局（問合せ対応等）業務として、事業年度を通して、向日町競輪場内における問合せ、トラブル、苦情等への対応及び電話対応を行うこと。
- (イ) 競輪場運営事業者は、その他の競輪場内顧客対応（問合せ、トラブル、苦情等への対応等）に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

ク 選手宿舎の管理及び運営並びに医務室の運営に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、選手宿舎の管理業務として、府営競輪の開催日及び前検日に、選手宿舎の管理を行うこと。
- (イ) 競輪場運営事業者は、選手宿舎における選手の宿泊、食事及び入浴等のサービス提供業務として、府営競輪の開催日及び前検日に、選手宿舎において宿泊、食事及び入浴等のサービスの提供を行うこと。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、選手宿舎における選手の宿泊、食事及び入浴等のサービス提供業務に関連する管理業務として、前検日を含む府営競輪の開催日に、選手宿舎において、売店の運営、ベッドメイキング等各部屋内のサービス業務、厨房内の清掃、寝具のクリーニング（乾燥・消毒を含む。）、給食用備品及び消耗品の調達、宿舎内の雑誌類の収集及びゴミの処理、各種設備機器等の取扱い等を行うこと。
- (エ) 競輪場運営事業者は、医務室の運営業務として、前検日を含む府営競輪の開催日に医師及び看護師を配置するための調整及び手配等を行った上で、府営競輪の開催日に医務室に医師及び看護師を配置し、選手の負傷等に対する診断及び治療等への対応を図らせること。

また、必要な備品等を調達すること。

- (オ) 競輪場運営事業者は、その他の選手宿舎の管理及び運営並びに医務室の運営に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

ケ 競輪開催に係る競輪場施設及び設備の管理に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、競走路について、定期点検及び補修を実施し、安全かつ適正な自転車競技を実施するために必要な保守を行うこと。
- (イ) 競輪場運営事業者は、監視カメラ保守点検業務として、日々の使用において故障が発生した際には都度修繕すること。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、映像設備装置緊急保守点検業務として、日々の使用において故障が発生した際には都度修繕すること。
- (エ) 競輪場運営事業者は、映像設備装置スポット点検業務として、日々の使用において故障が発生した際には都度修繕すること。
- (オ) 競輪場運営事業者は、開催用設備及び備品等修繕業務として、計算機、プリンター等備品が故障した際には都度修繕すること。
- (カ) 競輪場運営事業者は、電気設備保守点検業務として、電気設備、放送設備、給排水衛生設備についての保守点検及び運営管理を関連法令に基づいて実施すること。

また、これに関連して官公署への書類提出、故障等の際の原因究明及びその対応等を実施するとともに、副メーターの計量等も行うこと。

- (キ) 競輪場運営事業者は、消防設備保守点検業務として、消防用設備及び防火上必要な建築設備の性能維持を図るため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく点検、軽微な保守及び調整、異常発生時等の緊急時の対応を行うこと。

また、消防法に基づいて防火対象物の点検を行うこと。

- (ク) 競輪場運営事業者は、非常用発電設備定期点検業務として、非常用発電設備の定期点検を行うこと。
- (ケ) 競輪場運営事業者は、自家用電気工作物精密点検業務として、自家用電気工作物についての保守点検及び運転管理を関連法令等に基づいて実施すること。

また、これに関連する官公署への書類の提出、故障等の際の原因の究明及びその対応等を実施すること。

- (コ) 競輪場運営事業者は、昇降設備保守点検業務として、定期的に保守点検を行うこと。
- (サ) 競輪場運営事業者は、冷暖房設備保守点検業務として、定期的に保守点検を行うとともに運転管理を行うこと。

- (シ) 競輪場運営事業者は、建築物及び建築設備定期点検業務として、建築基準法に基づいて定期点検を行うこと。
- (ス) 競輪場運営事業者は、防火設備定期報告業務として、防火設備について、建築基準法に基づく定期点検を行うこと。
- (セ) 競輪場運営事業者は、除雪等作業業務として、凍結及び積雪時に除雪及び解凍作業を行うこと、また、必要に応じて競走路への保護シートの設置及び撤去を行うこと。
- (ソ) 競輪場運営事業者は、塵芥処理業務として、府営競輪の開催日及び場外開催日に、可燃物、不燃物、資源ゴミ毎に廃棄物を収集し、それぞれの処分施設に運搬すること。
- (タ) 競輪場運営事業者は、貯水槽清掃及び消毒作業業務として、雨水槽、湧水槽、グリストラップ、飲料水貯水槽を清掃すること。
- (チ) 競輪場運営事業者は、競輪開催業務を実施するために施設・設備の修繕等が必要となったとき、又は府が修繕等を必要と認め指示するときは、緊急の場合を除き、府と事前に協議の上修繕等を実施すること。なお、修繕額の上限は提案により府と協議し、競輪場運営年次契約で定めるものとする。
- (ツ) 競輪場運営事業者は、その他の競輪開催に係る競輪場施設及び設備の管理に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

コ 競輪開催以外の競輪場施設の管理及び運営に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、消耗品等購入及び在庫管理業務（府営競輪開催業務関係分）及び伝票等印刷業務として、向日町競輪場で用いる薬品、業務用ポリ袋、文具、各種新聞、予想紙、清掃用消耗品、その他消耗品を購入すること。
- (イ) 競輪場運営事業者は、医務室白衣等クリーニング業務として、医務室における白衣等のクリーニングを行うこと。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、その他の競輪開催以外の競輪場施設の管理及び運営に関する業務に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

サ 府営開催競輪及び場外開催競輪に係る他場及び関係機関との契約等に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、各種契約書及び契約書等の締結等業務（府営競輪の開催（本施設の整備に係る建設工事期間中等の他場借上げによる開催を含む。）分）として、府営競輪の開催（本施設の整備に係る建設工事期間

中等の他場借上げによる開催を含む。)に合わせ、場外発売時車券投票所等の開設に係る契約書及び契約書の締結に必要な事務を行うこと。

- (イ) 競輪場運営事業者は、各種契約書及び契約書等の締結等業務(場外開催分)として、場外開催に合わせ、臨時場外車券売場として車券発売を行うことに係る基本契約等の締結に必要な事務を行うこと。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、その他の府営開催競輪及び場外開催競輪に係る他場及び関係機関との契約等に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

シ ギャンブル等依存症対策に関する業務に関する事項

競輪場運営事業者は、ギャンブル等の依存症対策に関して効果的な取組内容を取りまとめ、府へ報告するとともに、それに基づき実施すること。

ス 競輪場に関する広報及び宣伝企画に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、ホームページ管理業務(パソコン借上及びプロバイダーとの契約を含む。)として、向日町競輪場のホームページを随時更新し、開催日程、お客様サービス等の情報を発信すること。
- (イ) 競輪場運営事業者は、競輪場内における広報宣伝業務として、随時、のぼり旗の作成及び設置、宣伝用ポスターの印刷、掲示、配布等を行うこと。

また、記念競輪に関しては、より充実した広報及び宣伝を行うこと。

- (ウ) 競輪場運営事業者は、記念競輪等における広報宣伝用作成業務として、記念競輪等の広報及び宣伝用のポスター、パンフレット、イベントチラシ等の作成、配布、掲示、動画広告の制作及び放映等を行うこと。
- (エ) 競輪場運営事業者は、場内及び入場門装飾等業務として、横断幕等による開催日程等の告知、記念競輪等の開催に際しての競走路内等の看板の作成及び設置、装飾を行うこと。
- (オ) 競輪場運営事業者は、次回開催告知及びテロップ表示業務として、府営競輪の開催(本施設の整備に係る建設工事期間中等の他場借上げによる開催を含む。)及び場外開催を広報するため、開催告知テロップを作成して表示すること。
- (カ) 競輪場運営事業者は、リーフレット作成業務として、府営競輪の開催(主にGⅢ以上)のPR用リーフレットを作成し、向日町競輪場において配布するとともに、場外発売場へ送付すること。
競輪場運営事業者は、日程ミニカレンダー作成業務として、半期ごとにミニカレンダーを作成して配布すること。
- (キ) 競輪場運営事業者は、クオカード作成業務として競輪開催等PR用にクオカードを作成すること。

- (ク) 競輪場運営事業者は、その他の競輪場に関する広報及び宣伝企画に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

セ 競輪場に関する各種調査及び報告に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、開催日報等の作成業務として、場外開催において、府営競輪施行者へ毎日の売上等を報告するため、レース終了後に集計センターで出力する売上総括表、当日分払戻計算書等に基づき開催日報を作成すること。
- (イ) 競輪場運営事業者は、庁内外照会及び回答文書の作成業務として、関係機関や団体からの照会に対し、回答文書の作成又は作成の補助を行うこと。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、統計書作成業務として、向日町競輪場に対する照会に基づき必要となる統計データを作成すること。また、府が必要とする統計データを作成すること。
- (エ) 競輪場運営事業者は、自転車競技法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 97 号）第 34 条に基づく開催収支報告の作成業務として、自転車競技法施行規則第 34 条第 1 項第 1 号から第 3 号に基づく報告書の作成を補助すること。
- (オ) 競輪場運営事業者は、予算編成資料の作成業務として、府の財政当局へ次年度予算を要求する資料の作成を補助すること。
- (カ) 競輪場運営事業者は、決算資料の作成業務として、府の財政当局へ決算（見込み）額を報告する資料の作成を補助すること。
- (キ) 競輪場運営事業者は、その他の競輪場に関する各種調査及び報告に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

ソ その他競輪事業の実施に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、出走表作成及び印刷並びに配布等業務として、府営競輪の開催及び場外開催に合わせ、出走表の作成及び印刷並びに配布を行うこと。
- (イ) 競輪場運営事業者は、国旗等表示業務として、府営競輪の開催日に、国旗、府旗及び J K A 旗を掲揚台に掲揚すること。また、必要に応じて国旗及び府旗並びにそれらの半旗を掲揚台に掲揚すること。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、選手横断幕受付及び掲示並びに発送業務として、府営競輪の前検日にお客様等から提供のあった横断幕を受付及び掲示し、府営競輪の開催最終日に撤去及び発送すること。

- (エ) 競輪場運営事業者は、府営競輪開催時の記者対応業務として、府営競輪の開催日及び前検日に、来場する予想新聞紙やスポーツ新聞紙等の記者による取材活動を支援するため、湯茶、食品、物品提供、書類整理、J K A番組編成及び場外予想新聞社との連絡調整、記者からの相談及び問合せ対応を行うこと。
- (オ) 競輪場運営事業者は、複写機設置業務として、事業年度を通じて事務局で使用するコピー機を設置すること。
- (カ) 競輪場運営事業者は、ガールズケイリン実施時の対応業務として、府営競輪においてガールズケイリンを実施する場合には、J K Aと協議の上、選手宿舍の男子選手女子選手の区画分けを行い、運営に支障のないようにガールズ用控室の設置、必要箇所への洗濯機等の備品の設置を行うこと。
- (キ) 競輪場運営事業者は、臨時電話、F A X、備品等設置業務として、記念競輪開催時に記者席へ、臨時電話、F A X、備品等の設置を行うこと。
- (ク) 競輪場運営事業者は、記念競輪新聞社訪問業務として、記念競輪の開催等に合わせて府職員と新聞社等を訪問し、記念競輪開催のP Rを行うこと。
- (ケ) 競輪場運営事業者は、その他の競輪事業の実施に関する業務に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

タ 府が行う競輪開催業務及び日常業務等の支援に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、開催要領等作成業務として、記念競輪の開催に合わせて、開催中のイベントやレースの発走時間、場外車券売場等を記載した開催要領を作成し、経済産業省やマスコミ、各種関係団体へ送付することで周知を図ること。

また、府営競輪の開催に合わせて、定例の書式に府営競輪の開催に係るデータを入力の上、細かな事務処理方法を記載した事務処理要領を作成し、場外車券売場へ送付及び事務処理の適正化を図ること。

- (イ) 競輪場運営事業者は、売場賭式登録業務として、府営競輪の開催に合わせて、開催管理端末で場外車券売場の情報を入力し、F A X等で場外車券売場へ照会の上、内容を確認すること。
- (ウ) 競輪場運営事業者は、選手賞金等支払業務補助として、府営競輪の開催日及び前検日に、選手賞金の計算及び支払等資金の管理を行う業務の補助及び支援を行うこと。
- (エ) 競輪場運営事業者は、記念競輪来賓対応業務として、記念競輪開催時に、来賓に対して飲食物の提供等の接客対応を行うこと。
- (オ) 競輪場運営事業者は、臨時場外車券売場に関する事務（府営競輪の開催（本施設の整備に係る建設工事期間中等の他場借上げによる開催を含

む。)分)として、府営競輪の開催(本施設の整備に係る建設工事期間中等の他場借上げによる開催を含む。)に合わせて、専用場外及び場間場外に対し、締結した契約書及び契約書に基づく経費の支払等に必要な事務の支援を行うこと。

- (カ) 競輪場運営事業者は、臨時場外車券売場に関する事務(場外開催分)として、場外発売に合わせて、場外車券売場設置に係る同意、照会回答、開催経費等の請求、売場賭式等の確認を行うこと。
- (キ) 競輪場運営事業者は、備品購入及び管理業務として、業務に必要な備品の購入及び管理を行うこと。
- (ク) 競輪場運営事業者は、消防設備等点検届出業務として、消防法に基づいて防火対象物点検及び消防設備点検を行い、それぞれに対し、消防署届出用に報告書を作成すること。
- (ケ) 競輪場運営事業者は、電気主任技術者選任業務として、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づき、電気主任技術者を選任し、中部近畿産業保安監督部近畿支部届出用に書類を作成すること。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、保健所届出用に書類を作成すること。
- (コ) 競輪場運営事業者は、開催資金準備及び精算事務として、府営競輪の開催に合わせて、専用場外及び場間場外に対する、的中車券払戻金や両替金等を現金支払いするための資金交付、支出、出金、現金払込及び精算に必要な事務を行うこと。また、出納簿等の管理を補助すること。
- (サ) 競輪場運営事業者は、未払金精算業務として、府営競輪の開催(本施設の整備に係る建設工事期間中等の他場借上げによる開催を含む。)に合わせて、的中車券の未払期間中における払戻を行うための資金交付、支出、出金、現金払込及び精算に必要な事務を行うこと。また、出納簿等の管理を補助すること。
- (シ) 競輪場運営事業者は、開催届資料作成業務として、半期に1回、自転車競技法施行規則に基づき経済産業省へ提出する開催要領及び収支予算書等を記載した競輪開催届の作成を補助すること。
- (ス) 競輪場運営事業者は、その他の府が行う競輪開催業務及び日常業務等の支援に関して、競輪場の効率的かつ効果的な運営を図るために必要な業務を行うこと。

チ 競輪場運営に必要な設備等の調達、設置及び管理に関する業務に関する事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、府が契約者とならなければならないものを除き、設備等(トータリゼータシステム、場内映像設備、照明用発電機、事務用機器等、選手宿舎のリネン類等)の調達、設置及び管理を行うこと。

ツ 競輪場運営業務に関する報告事項

- (ア) 競輪場運営事業者は、提案（本事業の競輪場の運営に関する提案及び本事業の収支に関する提案）に該当する競輪場運営総合計画書を作成し、基本契約の締結日の翌日から 14 日以内に府に提出すること。
- (イ) 競輪場運営事業者は、競輪開催業務に従事するものとして、専門の知識及び一定の経験を有する者を配置すること。
 - a 総括責任者（1 名）
業務が履行されるよう、指揮監督等業務全般の責任を負うこと。また、所在を明らかにし、業務履行に関して府と連絡が取れるようにすること。
 - b 総括副責任者（2 名）
総括責任者が不在のときは、これを代行するために配置すること。
 - c 統制（集計センター）業務責任者（1 名）
統制（集計センター）業務従事経験が 5 年以上の者を配置すること。
 - d 施設管理業務責任者（1 名）
電気主任技術者を配置すること。
- (ウ) 競輪場運営総合計画書には次に掲げる事項を記載すること。
 - a 本事業の競輪場の運営に関する提案（実施方針、運営業務工程、実施内容（競輪場運営業務の実施内容、その他の提案等）、実施体制等）
 - b 本事業の収支に関する提案（事業者における本事業の収入（本事業の実施により府が事業者に支払う対価、競輪事業における想定売上に基づく事業者の収入等）及び事業者における本事業の支出（競輪場整備業務及び競輪場運営業務の実施に伴う支出等。）を示した資金収支計画書等）
 - c その他競輪場の安定的な収益を確保するために効率的かつ効果的な競輪場の運営を実施するための計画に必要な事項
- (エ) 競輪場運営事業者は、競輪場運営年次契約の締結前に当該契約に定める契約期間を対象とした競輪場運営業務の実施予定等を示した競輪場運営年次計画書を作成して府に提出すること。
- (オ) 競輪場運営事業者は、締結した競輪場運営年次契約に定める契約期間の終了日から 14 日以内に当該契約期間を対象とした競輪場運営業務の実施結果等を示した競輪場運営年次報告書を作成して府に提出すること。
- (カ) 競輪場運営事業者は、競輪場の運営に関する重大な事項が発生した場合は、直ちに府にその内容を報告すること。

4 付帯事業に関する事項

(1) 共通事項

ア 付帯事業者は、本事業の適正かつ確実な実施、競輪競技の公正かつ安全な実施のいずれも妨げず、かつ、本事業の目的を効果的に達成できるように競輪場用地の一部の利活用を図ること。

イ 付帯事業者は、付帯事業に関する要求水準を満たすとともに提案に基づいて、付帯事業者自らの責任と費用負担において実施する独立採算型の事業として付帯事業を実施すること。

ウ 事業者は、代表企業による本事業の実施に関する各業務間における遺漏の防止や各業務工程間における調整などの本事業の実施に関する総合的な管理が円滑に行えるように協力すること。

(2) 公有地の利活用に関する事項

ア 付帯事業者は、府との間で競輪場用地貸付契約を締結し、競輪場用地貸付契約の定めるところに従い、付帯事業者自らの責任と費用負担において公有地である競輪場用地の一部の適切な利活用を図ること。

イ 付帯事業により設ける民間収益施設については、競輪競技の公正かつ安全な実施など府による競輪事業の適正かつ確実な実施を妨げる用途、又は営業内容の施設としないこととし、次に掲げる用に供する施設としないこと。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供する施設

(イ) 神社、寺院、教会等の宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に定める宗教団体の礼拝の施設

(ウ) 自動車教習所、工場、倉庫等

(エ) 事務所の用途の床面積が過半となる施設

(オ) 住宅

(3) 付帯事業の経営管理に関する事項

ア 付帯事業者は、付帯事業に関する経営管理の方針及び経営管理計画を定め、付帯事業の適正かつ確実な実施を図るための意思決定、総合的な調整及び管理を実施すること。

イ 付帯事業者は、付帯事業に関する財務管理の方針及び財務管理計画を定め、付帯事業の健全かつ安定的な継続を保持するための財務管理に関する意思決定、総合的な調整及び管理を実施すること。

ウ 付帯事業者は、付帯事業に関する資金収支及び会計並びに財務リスクを適切に管理すること。

- エ 付帯事業者は、付帯事業の実施に関する業務管理の方針及び業務管理計画を定め、付帯事業の適切な実施を図るための意思決定、総合的な調整及び管理を実施すること。
 - オ 付帯事業者は、付帯事業の事業工程を適切に管理し、提案に定める日から民間収益施設の営業を開始すること。
 - カ 付帯事業者は、付帯事業の実施に関する各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業及び人員に当該業務を実施させること。
 - キ 付帯事業者は、付帯事業の実施に関するリスクを適切に管理し、付帯事業の実施に関するリスクが本事業に及ばないようにすること。
- (4) 民間収益施設の整備、管理及び運営に関する事項
- ア 民間収益施設の配置、規模、形状及び動線については、向日町競輪場施設の性能や機能を損なわず、相互に連携した相乗効果が期待できるように配慮すること。
 - イ 民間収益施設の外観デザインは、向日町競輪場周辺の環境及び本施設の外観デザインとの整合が図られ、向日町競輪場用地全体の魅力ある景観形成に資するように配慮すること。
 - ウ 民間収益施設における構造、建設資材及び設備等については、解体撤去するときに過大な工事費の負担や周辺環境等への過剰な負荷が生じないように配慮すること。
 - エ その他の民間収益施設の性能等については、本事業及び付帯事業の内容に応じて法令等を遵守し、具体的な機能及び性能等については提案によるものとする。
 - オ 民間収益施設の管理については、向日町競輪場施設との適切な連携が図られるように民間収益施設の機能、性能及び美観を適切に維持保全し、民間収益施設内に存する人員及び財産を保安すること。
 - カ 民間収益施設の運営については、向日町競輪場内における競輪競技の公正かつ安全な実施を妨げず、競輪事業との適切な連携を図ることができるように配慮すること。
 - キ 民間収益施設における収益力の維持向上に資するように営業すること。
- (5) 付帯事業に関する報告事項
- ア 付帯事業者は、基本契約の締結日の翌日から14日以内に、要求水準書及び提案に基づいて次に掲げる事項を記載した付帯事業総合計画書を作成して府に提出すること。
 - (ア) 経営管理計画に関する事項（経営管理方針、経営管理体制、付帯事業の事業工程、その他経営管理に必要な事項）

- (イ) 財務管理計画に関する事項（付帯事業のみを対象とした、財務管理方針、財務管理体制、財務管理工程、資金調達計画、資金収支計画、その他財務管理に必要な事項）
 - (ウ) 業務管理計画に関する事項（業務管理方針、業務管理体制、業務管理工程、付帯事業の実施体制（付帯事業者自らが付帯事業の実施に関して締結する契約及び覚書等の一覧等）、付帯事業の実施に関するリスク対策、その他業務管理（仮受けている敷地の管理に関する事項を含む。）に必要な事項）
 - (エ) 民間収益施設の性能に関する事項（施設整備方針、施設計画案（配置計画図、各階平面図、立面図、断面図、鳥瞰図、外部仕上概要、内部仕上概要、構造計画概要、電気設備計画概要、機械設備計画概要、外構植栽計画概要等）
 - (オ) 民間収益施設の施設管理業務に関する事項（施設管理業務方針、業務実施体制、業務（保守管理業務、清掃業務、警備業務等）概要等）
 - (カ) 民間収益施設の施設運営に関する事項（施設運営業務方針、業務実施体制、運営業務概要（営業時期、期間、時間、利用料金、提供するサービス概要等）等）
 - (キ) その他付帯事業の計画に関して必要な事項
- イ 付帯事業者は、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項に従い、付帯事業総合計画書に基づいた付帯事業年間計画書を作成して府に提出すること。
- (ア) 付帯事業年間計画書は、基本契約の締結日の翌日から 14 日以内に府に提出し、以後、毎事業年度末日の 30 日前までに翌事業年度を対象とした付帯事業年間計画書を作成して府に提出すること。
 - (イ) 付帯事業年間計画書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - a 経営管理計画に関する事項（経営管理の現状及び今後の見通しをふまえた当該年度の経営管理方針、経営管理体制、経営管理工程、その他経営管理に必要な事項）
 - b 財務管理計画に関する事項（財務管理の現状及び今後の見通しをふまえた当該年度の財務管理方針、財務管理体制、財務管理工程、前年度までの資金調達実績及び当該年度の資金調達計画、前年度までの資金収支実績及び当該年度の資金収支計画、その他財務管理に必要な事項）
 - c 業務管理計画に関する事項（業務管理の現状及び今後の見通しをふまえた当該年度の業務管理方針、業務管理体制、業務管理工程、その他業務管理に必要な事項）
 - d 民間収益施設の施設整備に関する事項（前年度までの施設整備業務の進捗状況及び当該年度における見通し等）

- e 民間収益施設の施設管理に関する事項（前年度までの施設管理業務（開業前の準備業務等を含む。）の進捗状況及び当該年度における見通し等）
 - f 民間収益施設の施設運営に関する事項（前年度までの施設運営業務（開業前の準備業務等を含む。）の進捗状況及び当該年度における見通し等）
 - g その他当該年度の付帯事業の計画に関して必要な事項
- ウ 付帯事業者は、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項に従い、付帯事業年間報告書を作成して府に提出すること。
- （ア） 付帯事業年間報告書は、最初に到来する事業年度末日の翌日から 14 日以内に府に提出し、以後、毎事業年度末日の翌日から 14 日以内に当該年度を対象とした付帯事業年間報告書を作成して府に提出すること。
 - （イ） 付帯事業年間報告書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - a 当該年度における付帯事業の業績（付帯事業の実施状況、営業状況等）
 - b 当該年度におけるその他の付帯事業の業績に関して必要な事項
- エ 付帯事業者は、付帯事業に関して重大な事項が発生した場合は、直ちにその内容を府に報告すること。
- オ 付帯事業者は、付帯事業の状況について、必要に応じて随時府へ報告できるようにすること。

添付資料一覧

- 資料 1 本事業の実施に関して遵守すべき法令等
- 資料 2 本事業の実施に関して参考とする適用基準等
- 資料 3 整備範囲現況図（概略平面図）（別紙）

資料1 本事業の実施に関して遵守すべき法令等

番号	法令等
1	自転車競技法（昭和 23 法律第 209 号）
2	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
3	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）
4	社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
5	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
6	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
7	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
8	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
9	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
10	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
11	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
12	駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
13	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
14	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
15	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
16	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
17	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）
18	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
19	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
20	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
21	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
22	景観法（平成 16 年法律第 110 号）
23	屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
24	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
25	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
27	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
28	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
29	水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
30	土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
31	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

32	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
33	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
34	土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
35	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
36	石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
37	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
38	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
39	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
40	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
41	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
42	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）
43	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
44	電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
45	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
46	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
47	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
48	興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
49	警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
50	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）
51	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
52	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
53	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
54	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
55	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
56	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
57	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
58	個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
59	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
60	民法（明治 29 年法律第 89 号）
61	国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）
62	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
63	建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）

64	借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）
65	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
66	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
67	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
68	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
69	特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）
70	自転車競技法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 97 号）
71	自転車競技法施行規則第 10 条第 4 号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件（平成 18 年経済産業省告示第 369 号）
72	京都府営自転車競技条例（昭和 25 年京都府条例第 15 号）
73	向日町競輪場設置並びに管理条例（昭和 25 年京都府条例第 38 号）
74	京都府向日町競輪場施設等整備基金条例（令和 5 年京都府条例第 6 号）
75	京都府営自転車競走実施規則（昭和 38 年京都府規則第 10 号）
76	京都府営自転車競走競技規則（昭和 38 年京都府規則第 11 号）
77	京都府営自転車競走における電話投票等実施要綱（昭和 62 年京都府告示第 701 号）
78	京都府営自転車競技制裁審議会議事規則（昭和 34 年京都府規則第 33 号）
79	京都府競輪事務委託規程（平成 28 年京都府告示第 494 号）
80	京都府営自転車競走における電話投票等実施要綱（昭和 62 年京都府告示第 701 号）
81	建築基準法施行条例（昭和 35 年京都府条例第 13 号）
82	建築基準法施行細則（昭和 36 年京都府規則第 27 号）
83	京都府福祉のまちづくり条例（平成 7 年京都府条例第 8 号）
84	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成 16 年京都府条例第 42 号）
85	京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）
86	京都府景観条例（平成 19 年京都府条例第 15 号）
87	京都府屋外広告物条例（昭和 28 年京都府条例第 30 号）
88	京都府文化財保護条例（昭和 56 年京都府条例第 27 号）
89	京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）
90	京都府環境影響評価条例（平成 10 年京都府条例第 17 号）
91	京都府地球温暖化対策条例（平成 17 年京都府条例第 51 号）
92	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成 27 年京都府条例第 42 号）
93	京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 21 年京都府条例第 12 号）
94	災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）
95	京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例（令和 4 年京都府条例第 16 号）

96	京都府営水道の供給料金等に関する条例（昭和 62 年京都府条例第 9 号）
97	下水道法に基づく流域下水道の構造の基準等に関する条例（昭和 54 年京都府条例第 23 号）
98	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例第 33 号）
99	興行場の設置場所の基準等に関する条例（昭和 59 年京都府条例第 62 号）
100	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成 26 年京都府条例第 20 号）
101	都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 16 年京都府条例第 24 号）
102	京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例（昭和 23 年 11 月 1 日京都府条例第 49 号）
103	個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年京都府条例第 32 号）
104	向日市水道事業給水管理条例（平成 10 年向日市条例第 8 号）
105	向日市水道新規給水加入金条例（昭和 43 年向日市条例第 16 号）
106	向日市公共下水道条例（昭和 53 年向日市条例第 22 号）
107	向日市文化財保護条例（昭和 59 年向日市条例第 20 号）
108	向日市まちづくり条例（平成 19 年向日市条例第 18 号）
109	向日市のまちを美しくする条例（平成 25 年向日市条例第 13 号）
110	向日市移動円滑化のために必要な市道の構造に関する条例（平成 24 年向日市条例第 18 号）
111	向日市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和 57 年向日市条例第 10 号）
112	向日市生活安全条例（平成 16 年向日市条例第 2 号）
113	向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 9 年向日市条例第 13 号）
114	向日市暴力団排除条例（平成 24 年向日市条例第 24 号）
115	向日市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年向日市条例第 1 号）
116	向日市娯楽・レクリエーション地区建築条例（平成 8 年向日市条例第 1 号）
117	向日市特定大規模小売店舗制限地区建築条例（平成 20 年向日市条例第 12 号）
118	乙訓消防組合火災予防条例（平成 13 年乙訓消防組合条例第 31 号）
119	乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 23 年乙訓環境衛生組合条例第 7 号）
120	その他本事業の実施に関連する法令等

資料2 本事業の実施に関して参考とする適用基準等

注. 備考欄に「※」印がある適用基準等については遵守しなければならないものとする。

番号	適用基準等	備考
1	営繕事業のプロジェクトマネジメント要領（平成 25 年国営整第 183 号）	
2	官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン（平成 27 年国営整第 263 号国営設第 138 号）	
3	官庁施設の基本的性能基準（令和 6 年国営整第 207 号国営設第 184 号）	
4	官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準（平成 25 年国営計第 126 号国営整第 198 号国営設第 135 号）	
5	官庁施設の環境保全性基準（令和 7 年国営環第 1 号）	
6	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年国営整第 157 号国営設第 163 号）	
7	官庁施設の防犯に関する基準（平成 21 年国営設第 27 号）	
8	建築設計基準（令和 6 年国営整第 209 号）	
9	建築設計基準の資料（令和 6 年国営整第 209 号）	
10	建築構造設計基準（令和 3 年国営建技第 21 号）	
11	建築構造設計基準の資料（令和 3 年国営建技第 21 号）	
12	構内舗装・排水設計基準（平成 27 年国営整第 297 号）	
13	構内舗装・排水設計基準の資料（平成 27 年国営整第 298 号）	
14	建築工事標準詳細図（令和 4 年国営整第 17 号）	
15	建築設備計画基準（令和 6 年国営設第 157 号）	
16	建築設備設計基準（令和 6 年国営設第 159 号）	
17	雨水利用・排水再利用設備計画基準（平成 28 年国営設第 216 号）	
18	官庁施設におけるクールビズ／ウォームビズ空調システム導入ガイドライン（平成 21 年国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）	
19	非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン（2013）（2013 年国土交通省住宅生産課）	
20	建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）	
21	木造計画・設計基準（令和 7 年国営木第 12 号）	
22	木造計画・設計基準の資料（令和 7 年国営整第 13 号）	
23	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 7 年版（令和 7 年国営建技第 5 号）	
24	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和 7 年版（令和 7 年国営設第 184 号）	
25	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和 7 年版（令和 7 年国営設第 184 号）	
26	公共建築木造工事標準仕様書令和 7 年版（令和 7 年国営木第 11 号）	

27	公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和 7 年版（令和 7 年国営設第 186 号）	
28	公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和 7 年版（令和 7 年国営設第 186 号）	
29	公共建築工事積算基準（平成 28 年国営積第 18 号）	
30	公共建築工事標準単価積算基準（令和 7 年国営積第 4 号）	
31	公共建築数量積算基準（令和 5 年国営積第 8 号）	
32	公共建築設備数量積算基準（令和 7 年国営積第 4 号）	
33	公共建築工事共通費積算基準（令和 7 年国営積第 4 号）	
34	公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（令和 5 年国営積第 8 号）	
35	公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（令和 5 年国営積第 8 号）	
36	公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（令和 7 年国営積第 4 号）	
37	公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（令和 7 年国営積第 4 号）	
38	公共建築工事積算基準等資料（令和 6 年国営積第 31 号）	
39	敷地調査共通仕様書（令和 4 年国営整第 151 号）	
40	公共建築設計業務委託共通仕様書（令和 6 年国営整第 213 号）	
41	官庁施設の設計業務等積算基準（令和 6 年国営整第 159 号）	
42	官庁施設の設計業務等積算要領（令和 6 年国営整第 210 号）	
43	建築工事監理業務委託共通仕様書（令和 年国営整第 214 号）	
44	建築工事安全施工技術指針（平成 27 年国営整第 216 号）	
45	地方整備局営繕工事監督技術基準（案）（令和 4 年国営建技第 3 号）	
46	地方整備局営繕工事検査基準（案）（平成 29 年国営設第 167 号）	
47	地方整備局営繕工事技術検査基準（案）（平成 29 年国営設第 168 号）	
48	地方整備局営繕工事既済部分出来高算出要領（案）（平成 29 年国営整第 236 号国営設第 166 号）	
49	建築工事設計図書作成基準（令和 2 年国営整第 105 号）	
50	建築工事設計図書作成基準の資料（令和 2 年国営整第 105 号）	
51	建築設備工事設計図書作成基準（令和 6 年国営設第 161 号）	
52	営繕工事写真撮影要領（令和 5 年国営建技第 13 号）	
53	建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（本編）（平成 28 年国営保第 36 号）	
54	建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（防災編）（平成 28 年国営保第 36 号）	
55	営繕工事電子納品要領（令和 3 年国営施第 19 号）	
56	建築設計業務等電子納品要領（令和 3 年国営施第 19 号）	
57	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（令和 4 年国営施第 23 号）	

58	官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】（令和4年国営施第23号）	
59	建築保全業務共通仕様書（令和5年国営保第13号）	
60	建築保全業務積算基準（令和5年国営保第27号）	
61	建築保全業務積算要領（令和5年国営保第15号）	
62	官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項（平成24年国営保第38号）	
63	地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き（平成17年国営保第48号）	
64	建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（令和元年国土交通省告示第496号）	
65	建設リサイクルガイドライン（平成14年国管技第41号国管総務第123号国営計第25号国総事第20号）	
66	室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（厚生労働省通知平成14年医薬発第0207002号）	
67	建築設備耐震設計・施工指針 2014年版（一般財団法人日本建築センター）	
68	建築工事監理指針（上巻）令和4年版（一般社団法人公共建築協会）	
69	建築工事監理指針（下巻）令和4年版（一般社団法人公共建築協会）	
70	電気設備工事監理指針令和4年版（一般社団法人公共建築協会）	
71	機械設備工事監理指針令和4年版（一般社団法人公共建築協会）	
72	昇降機技術基準の解説 2016年版（一般社団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会）	
73	昇降機技術基準の解説 2016年版（追補2024年版）（一般社団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会）	
74	基礎ぐい工事における工事監理ガイドラインの策定について（平成28年国住指第4239号）	
75	自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン（第2版）（平成28年国土交通省都市局街路交通施策課）	
76	駐車場設計・施工指針同解説（平成4年社団法人日本道路協会）	
77	道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針（京都府）	
78	その他本事業の実施に関連する建築学会又は団体等の基準・指針等	
79	京都府地域防災計画（令和5年京都府防災会議）	
80	令和4年度向日市地域防災計画（令和5年向日市防災会議）	
81	競輪開催の適正化について（令和7年20250325製局第2号）	※
82	競輪場施設改善指針（平成26年6月26日競輪最高会議）	※
83	ナイター競輪開催対応施設整備指針について（平成25年20130321製局第21号）	

84	場外車券発売施設の設置等に関する指導要領について（令和 5 年 20230627 製局第 1 号）	
85	選手宿舎の整備・改善指針（平成 26 年 3 月 27 日競輪最高会議）	※
86	自転車競技法における競輪場の範囲及び周辺施設の扱いについて（令和 7 年 20250325 製局第 2 号）	※
87	その他本事業の実施に関連する要綱・基準等	

資料3 整備範囲現況図（概略平面図）

[別紙「整備範囲現況図（概略平面図）」参照。（リンク）](#)